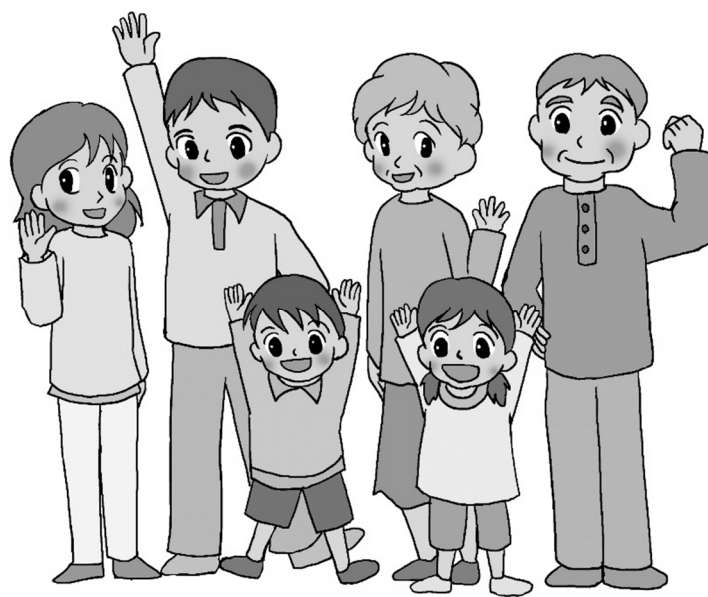


第2期里庄町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
里庄町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と主旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による里庄町の状況	3
2 里庄町の子育て支援の状況.....	7
3 第1期計画の進捗状況	9
4 アンケート調査の概要	14
第3章 計画の基本理念	22
1 計画の基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策体系	24
第4章 施策の展開	25
基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち.....	25
基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち.....	31
基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち.....	35
基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち	39
第5章 目標事業量と提供体制	43
1 教育・保育提供区域の設定.....	43
2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	44
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の見込み	46
4 放課後子どもプランの推進.....	53
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進 に関する体制の確保の内容に関する事項.....	54
第6章 推進体制	55
1 住民や地域、関係団体との連携	55
2 計画の進捗管理・評価	55
資料編	56
1 里庄町子ども・子育て会議設置条例	56
2 委員名簿.....	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と主旨

近年わが国の子育てを取り巻く現状として、急速な少子化が課題として挙げられています。多くの独身男女が結婚を希望し、希望する子どもの数は2人を超えているにも関わらず、平成28年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生むとされる子どもの数）は1.55に止まっており、人口維持に必要な2.07を下回っています。こうした少子化の背景には、家族関係社会支出の対GDP比が他国と比較して低いことからわかるように子ども・子育て支援への支出が質・量ともに不足していること、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの孤立感や不安・負担感が高まっていることが考えられます。

国の少子化対策としては、平成15年に次世代を担う子どもを社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成22年には、子ども・子育てを取り巻く社会情勢を反映し新たな支援制度を構築するため、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。平成24年には認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が成立し、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

また、平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、令和元年には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が可決・成立しました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

里庄町では、平成26年に里庄町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、「親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄」を基本理念とし、母子保健事業の推進や地域における子育て支援サービスの充実に取り組んできました。しかし、本町においても、少子化の進行や世帯規模の縮小など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。本計画は、こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第1期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期里庄町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「里庄町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第4次里庄町振興計画」やその他関連計画と整合を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

4 策定体制

1) 里庄町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、里庄町子ども・子育て会議を設置しました。

委員には、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や幼稚園・保育所等事業所の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子ども・子育て支援の意義や町としてめざすべき方向性、子育て支援施策等の検討にあたって貴重なご意見をいただきました。

2) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんを持つ保護者の教育・保育の利用意向や子育て支援に関する課題等を把握するために、平成31年3月に「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

調査の概要については、第2章4「アンケート調査の概要」にて後述します。

3) パブリックコメントの実施

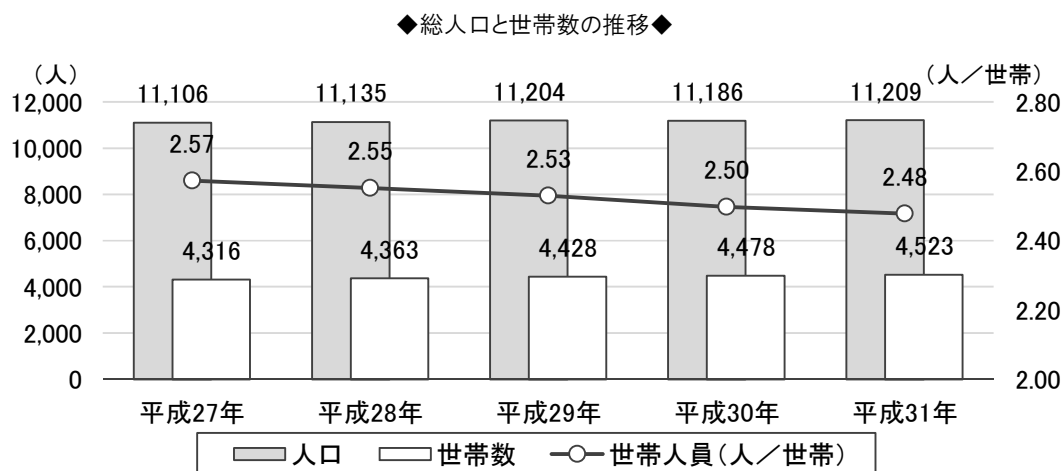
町民の意見を幅広く聴取し計画に反映させるため、ホームページ等で計画案を公表し、パブリックコメントを実施します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による里庄町の状況

1) 総人口と世帯

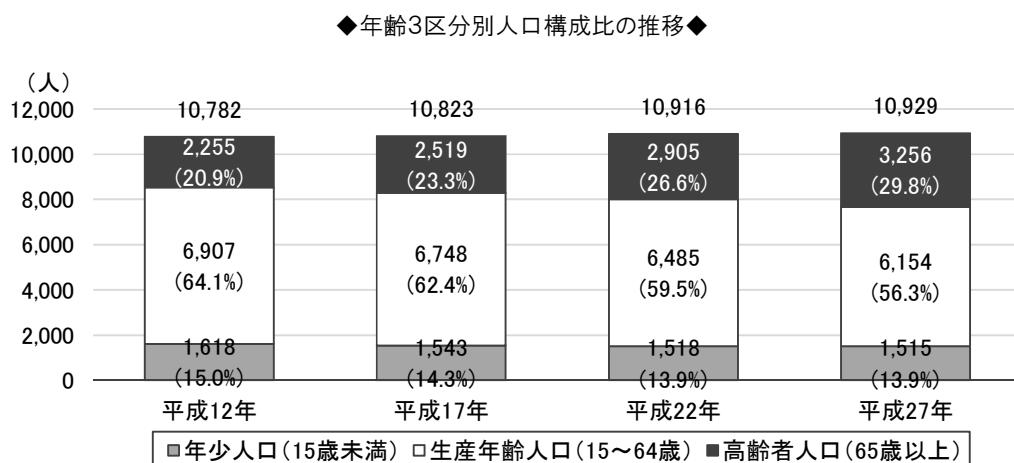
総人口は、過去5年間で11,000人台前半を推移しており、平成31年には11,209人となっています。世帯数は平成31年には、4,523世帯となっており、人口・世帯ともに平成27年と比べて増加しています。1世帯当たりの平均人員は減少しており、小家族化の傾向がみられます。



資料：住民基本台帳(各年3月末)

2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口の比率をみると、平成22年と比べて平成27年の高齢者人口割合は約3割と増加しています。一方、年少人口割合は13.9%を維持しています。

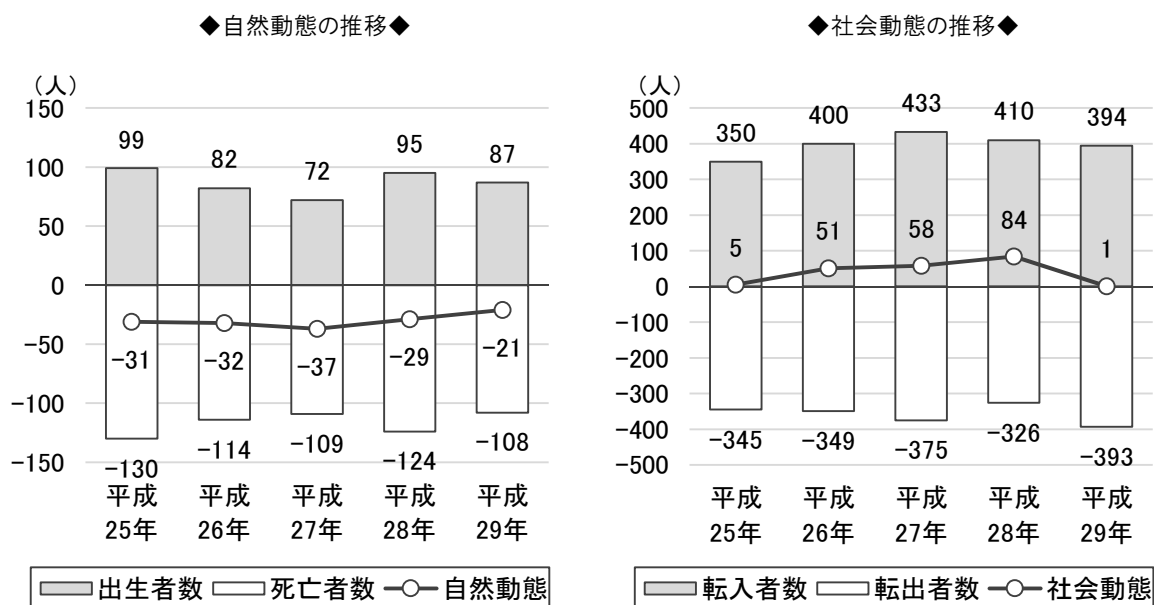


資料：国勢調査

3) 人口動態（自然動態と社会動態）

自然動態をみると、平成 25 年から平成 29 年の間では、死亡者数が出生者数を上回る自然減の傾向となっています。

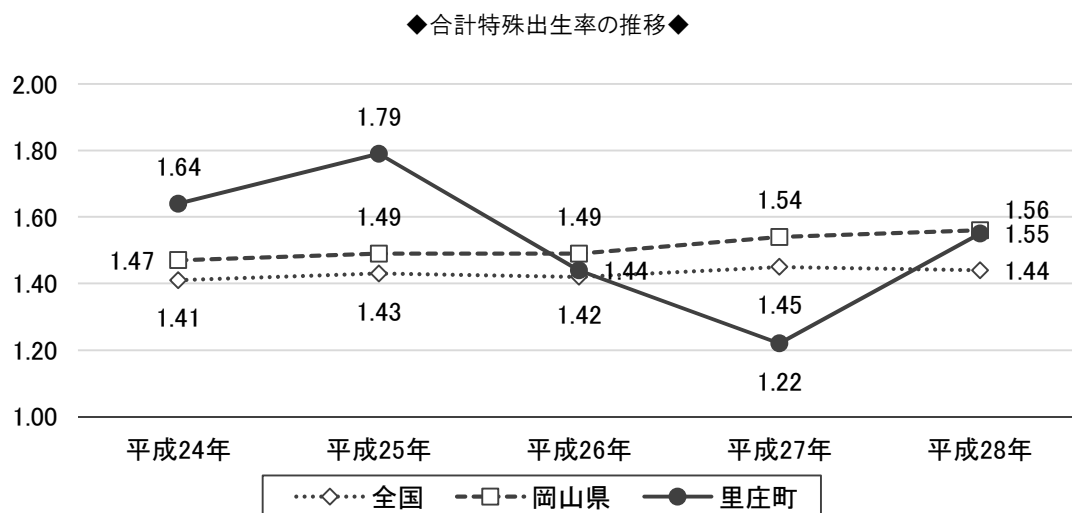
社会動態をみると、平成 25 年から平成 29 年の間では、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向となっています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成 28 年では 1.55 と岡山県・全国と同程度の水準となっており、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を下回っています。

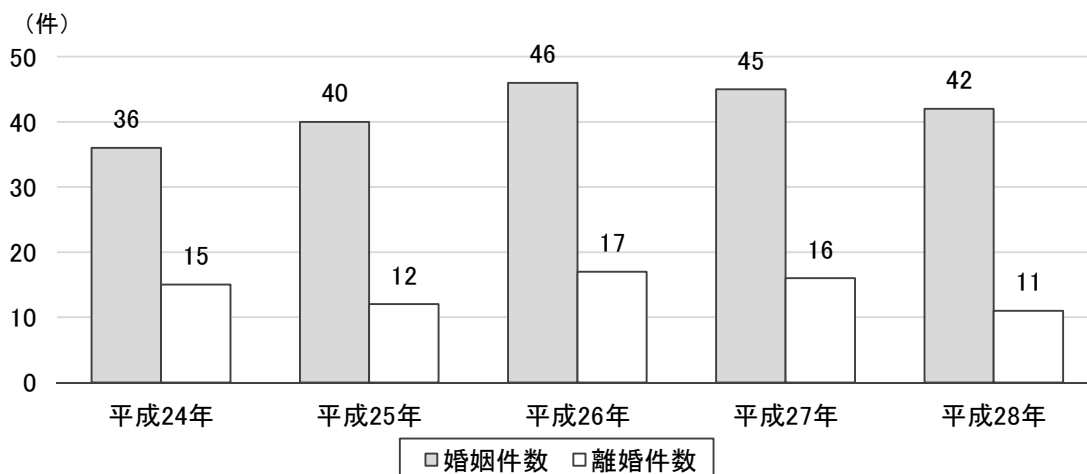


資料：岡山県衛生統計年報

5) 婚姻件数と離婚件数

婚姻件数の推移をみると、平成 26 年の 46 件をピークに減少しており、平成 28 年では 42 件となっています。

◆婚姻件数と離婚件数の推移◆



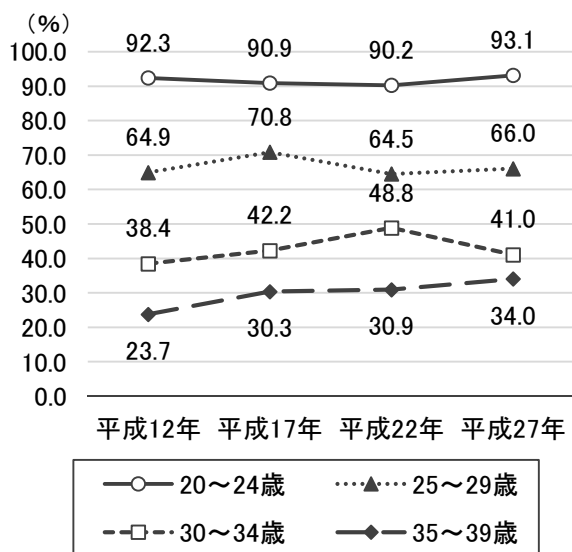
資料:岡山県衛生統計年報

6) 男女別未婚率

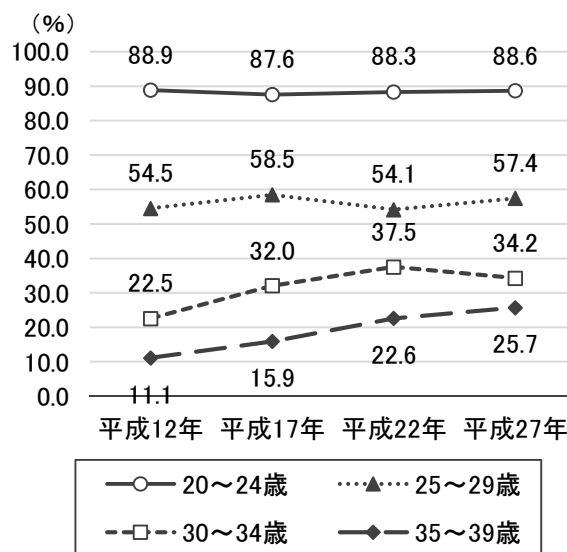
男女別の未婚率をみると、男女ともに平成 27 年では平成 22 年と比べて 30~34 歳の未婚率が減少し、他の年齢層では増加しています。

女性の 35~39 歳の未婚率は上昇傾向で推移しており、未婚化・晩婚化の傾向がみられます。

◆男性の未婚率の推移◆



◆女性の未婚率の推移◆



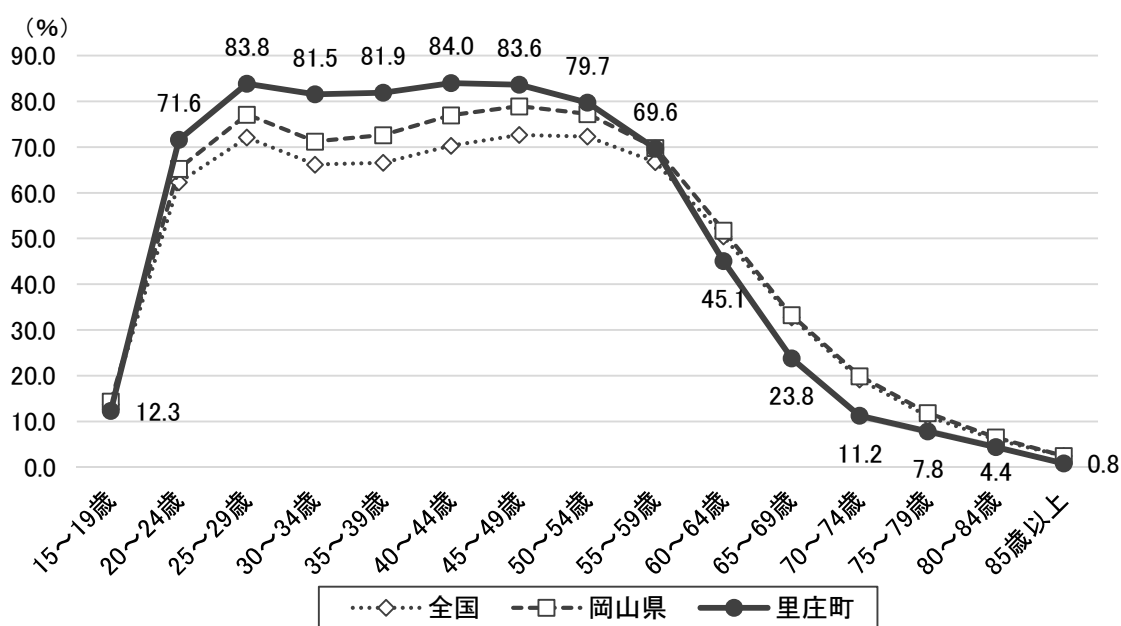
資料:国勢調査

7) 女性の労働力率

女性の労働力率をみると、平成27年では20歳代後半から30歳代前半にかけて、いわゆる「M字カーブ」（出産や育児等のために仕事を中断する女性が多い状況を表すグラフ）を描くことなくほぼ横ばいで推移しています。

平成22年と比べると25～69歳にかけて労働力率が上昇しています。平成27年の数値を岡山県や全国と比較すると、20歳代前半から40歳代にかけて高い労働力率となっていますが、60歳代以降低くなる傾向がみられます。

◆女性の年齢別労働力率の推移◆



区分	里庄町		岡山県	全国
	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	10.4%	12.3%	14.3%	14.1%
20～24歳	76.3%	71.6%	65.2%	61.9%
25～29歳	76.3%	83.8%	77.1%	77.3%
30～34歳	75.0%	81.5%	71.2%	75.8%
35～39歳	75.4%	81.9%	72.6%	77.0%
40～44歳	80.3%	84.0%	76.9%	79.3%
45～49歳	82.5%	83.6%	78.9%	80.5%
50～54歳	77.3%	79.7%	77.2%	80.8%
55～59歳	63.2%	69.6%	69.8%	77.8%
60～64歳	40.4%	45.1%	51.7%	63.6%
65～69歳	18.1%	23.8%	33.2%	43.1%
70～74歳	12.6%	11.2%	19.9%	26.0%
75～79歳	7.1%	7.8%	11.8%	15.6%
80～84歳	5.2%	4.4%	6.5%	9.0%
85歳以上	0.6%	0.8%	2.4%	3.9%

資料：国勢調査

2 里庄町の子育て支援の状況

1) 保育所

保育所は私立保育所が2か所となっており、合計定員は平成31年4月1日現在で320人となっています。定員数に占める入所児童数をみると、入所児童数は定員を上回っており、各年110%前後の充足率となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所数	2	2	2	2	2
うち公立	0	0	0	0	0
定員数	270	320	320	320	320
入所児童数	324	317	339	349	364
定員数に占める入所児童数(%)	120.0%	99.1%	105.9%	109.1%	113.8%
0歳児	22	12	18	21	21
1歳児	50	56	48	54	57
2歳児	81	55	73	59	81
3歳児	72	97	73	88	74

資料:町調べ(各年4月1日)

2) 幼稚園

幼稚園は、2か所設置されており、入所児童数は令和元年5月1日現在で81人となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園数	2	2	2	2	2
うち公立	2	2	2	2	2
入園児童数	100	93	88	98	81
5歳児	58	57	43	58	41

資料:学校基本調査(各年5月1日)

3) 放課後児童クラブ

町内対象児童数に占める実利用児童数の割合は、年々増加傾向で推移しており、平成31年では60.6%と過去5年間で最も高くなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実利用児童数(人)	147	148	160	177	200
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2
1~3年生全体の児童数に占める割合(%)	47.9%	47.6%	50.6%	55.7%	60.6%
1~3年生の実利用児童数	123	125	125	143	166
1~3年生全体の児童数	307	311	316	318	330

資料:町調べ(実利用児童数は各年4月1日)

4) 妊婦健診など母子保健

乳幼児健診等の状況については以下のとおりです。平成30年度の受診率では乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は9割台後半、3歳児健康診査が約9割、1歳児健康診査が8割台半ばとなっています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子保健手帳交付数	交付数(人)	87	103	76	77
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	830	1078	643	731
乳児健康診査	対象者(人)	60	102	89	83
	受診者(人)	60	100	88	82
	受診率(%)	100.0%	98.0%	98.9%	98.8%
1歳児健康診査	対象者(人)	96	76	95	92
	受診者(人)	80	69	90	78
	受診率(%)	83.3%	90.8%	94.7%	84.8%
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	89	76	94	106
	受診者(人)	86	70	90	105
	受診率(%)	96.6%	92.1%	95.7%	99.1%
3歳児健康診査	対象者(人)	112	95	111	81
	受診者(人)	111	94	95	73
	受診率(%)	99.1%	98.9%	85.6%	90.1%

資料:町調べ

5) 訪問指導の状況

妊産婦、新生児及び乳幼児で支援が必要な人や乳児とその母に対し、保健師が家庭を訪問し育児不安の解消につながるよう、保健指導を行っています。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
ハイリスク妊婦訪問数	0	0	1	1	7	8	3	5
訪問希望のある妊婦訪問数	0	0	1	1	1	1	1	1
新生児訪問数	6	7	1	1	7	8	4	10
乳児訪問数	59	64	88	95	85	113	64	71
未熟児訪問数	3	4	4	5	1	1	1	1
要フォロー児数	35	60	16	44	28	49	24	74

資料:町調べ

3 第1期計画の進捗状況

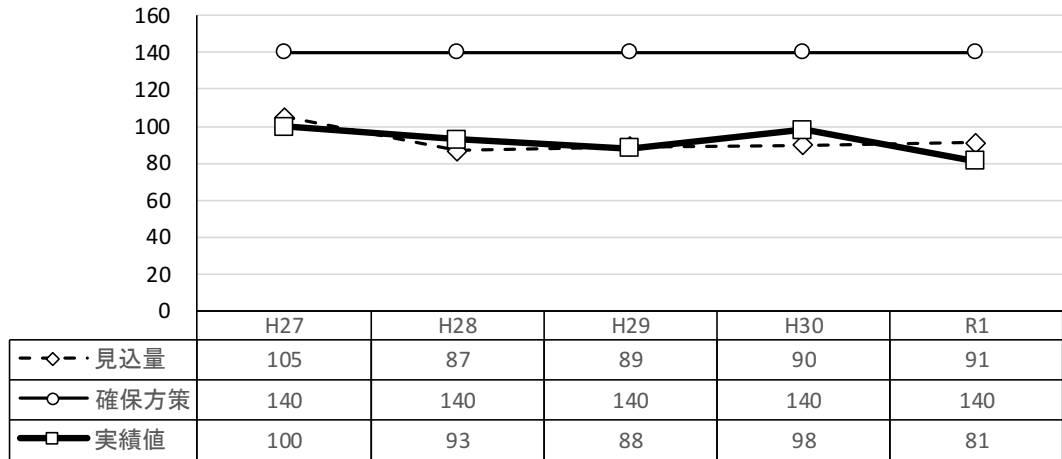
■グラフの見方

◇見込量	現行計画で推定している町民ニーズ
○確保方策	現行計画で設定した供給可能量
□実績値	実際の使われた量、R1は見込値

1) 教育・保育給付

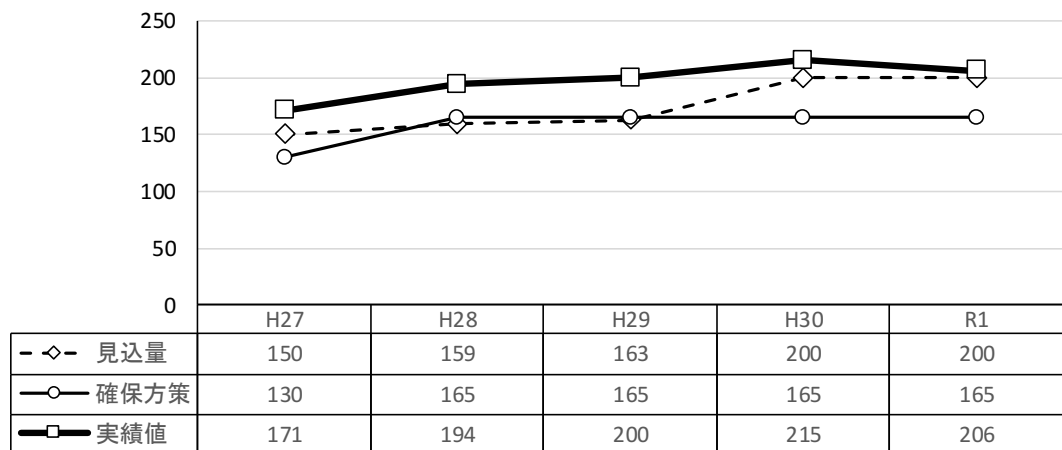
■幼稚園利用者（3歳～就学前、認定こども園及び幼稚園、1号+2号）（人）

実績値が確保方策を下回って推移しています。



■2号認定者（3歳～就学前、認定こども園及び保育所）（人）

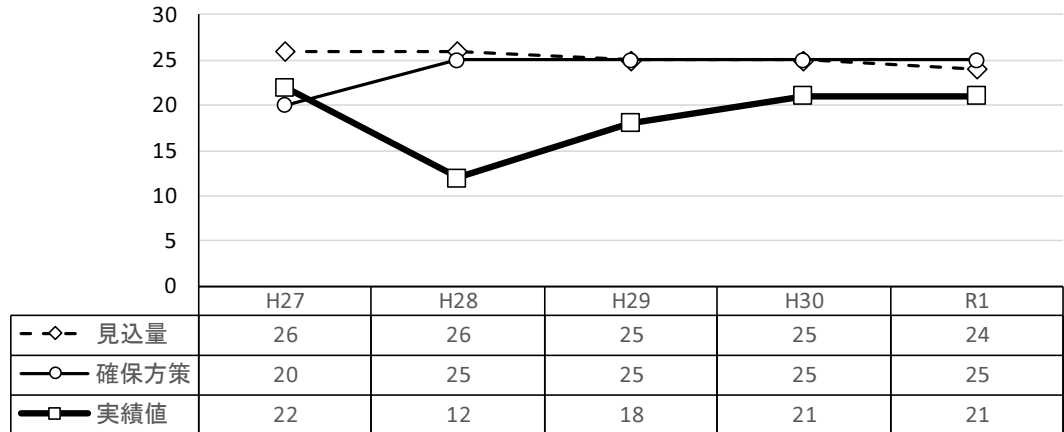
現状では、保育施設の実績値が見込より多くなっており、幼稚園希望者が様々な理由により保育サービスを選択していることが考えられます。今後の保育施設内での教育についても充実させていく必要があります。



■ 3号認定者（認定子ども園及び保育所＋地域型保育）（人）

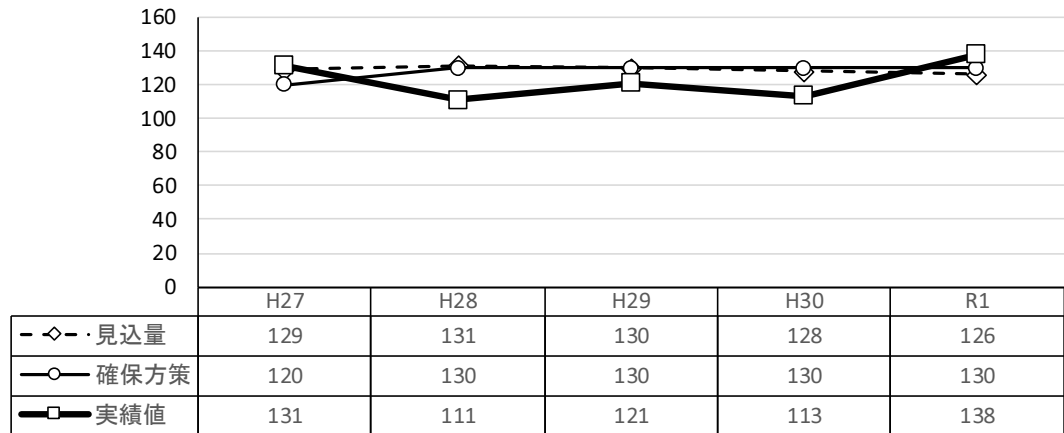
【0歳】

実績値が確保方策に近づいており、0歳児の保育ニーズは高まっています。女性の働き方改革なども踏まえると、今後も保育ニーズは高まることが考えられます。



【1～2歳】

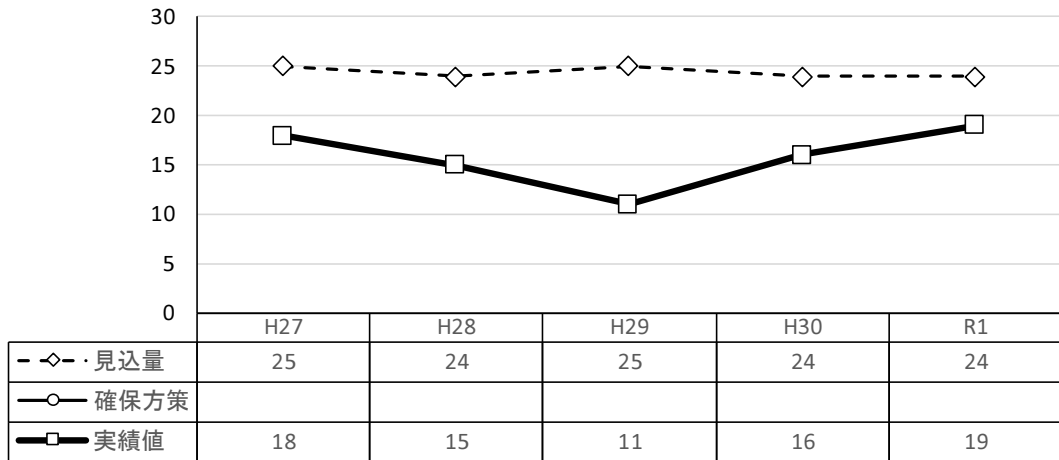
1～2歳のニーズは実績値が確保方策を上回る年が出ています。ニーズ調査結果を踏まえ、今後の利用意向を勘案しながら、確保方策を検討していく必要があります。



2) 地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業（認定こども園及び保育所＋地域型保育）（人）

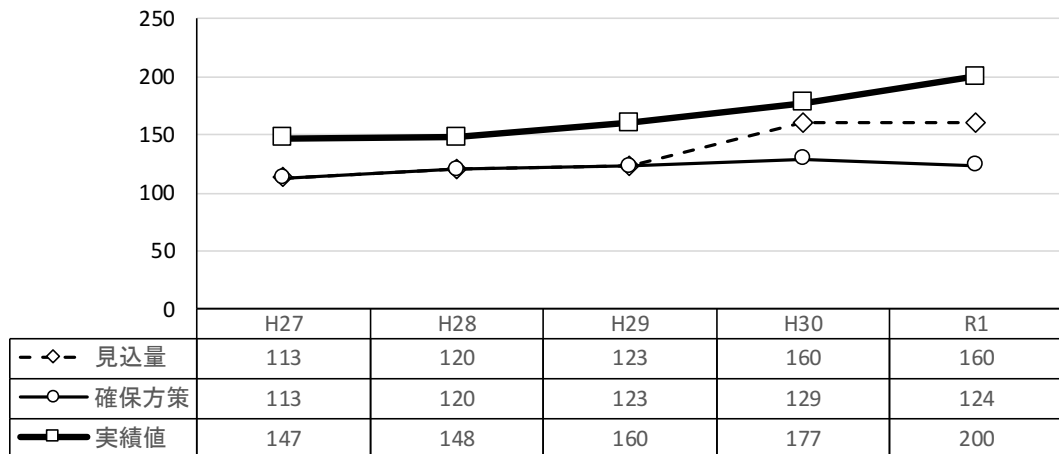
延長保育事業は年々実績値が増えており、今後も利用は増えるものと見込まれます。



※確保方策は、か所数で立てているため、数値を記載していません。

■放課後児童クラブ（人日／月）

放課後児童クラブ事業は実績値が確保方策を上回っています。また、近年利用も増加しており、今後もその傾向が続くものと考えられます。

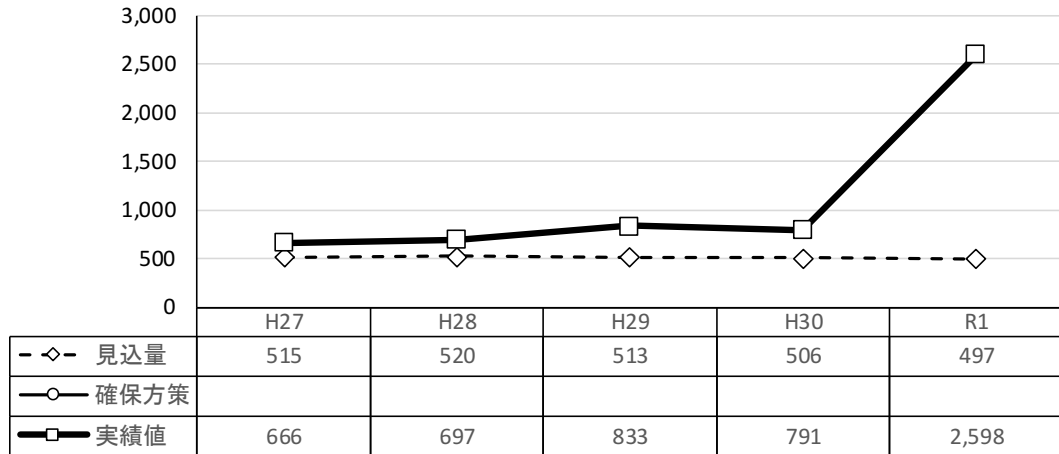


■子育て短期支援事業（ショートステイ）（人日／年）

町内で実施していないサービスであり、利用者はありません。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（人日／年）

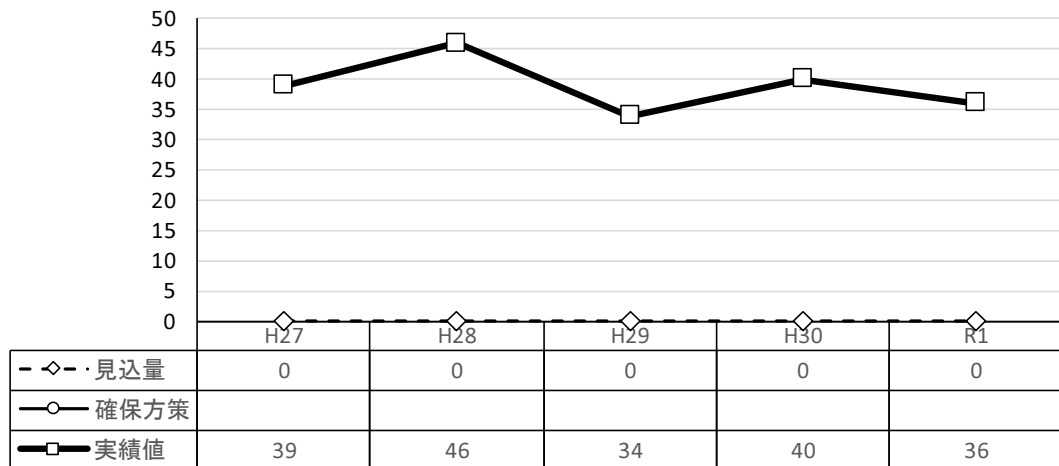
現行計画では見込量を超えた利用があり、利用者は増加傾向となっています。令和元年度においては入所保留者が発生しており、地域子育て支援拠点事業がその受け皿となっています。現場の意見や利用状況を踏まえると今後も利用が増えると考えられます。



※確保方策は、か所数で立てているため、数値を記載していません。

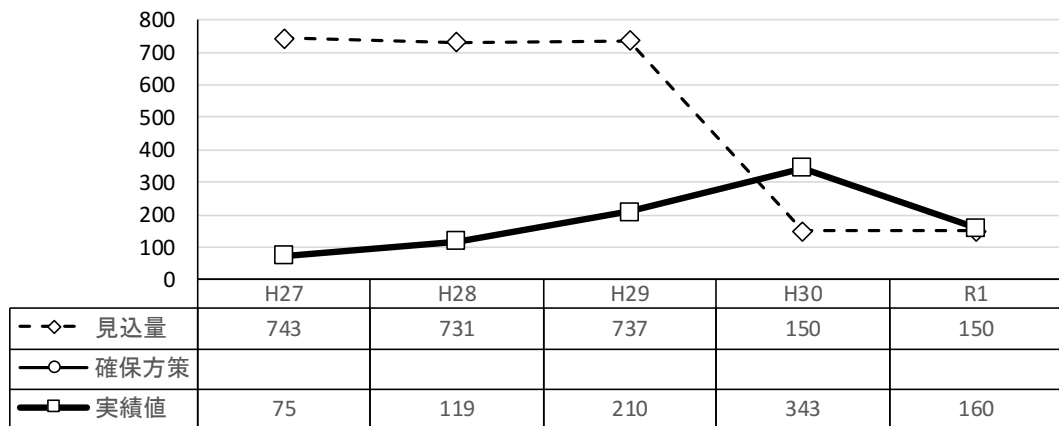
■一時預かり事業（幼稚園在園者対象）（人）

本町では一時預かり事業としては実施していないため、確保方策は立てていません。希望者については通常の教育時間を越えて18時まで預かりを実施しており、その数値を実績値としています。



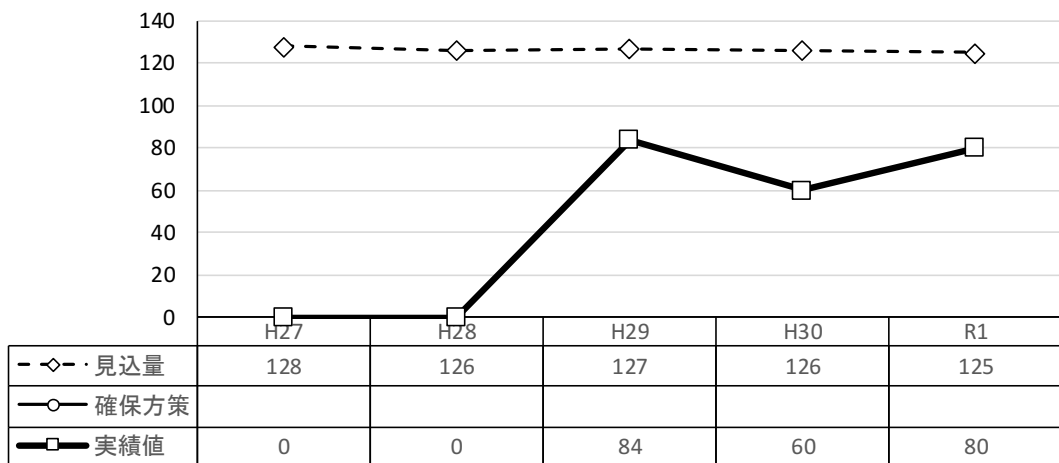
■一時預かり事業（在園児対応型以外）

子育てひろば「げんキッズ」にて事業を実施しています。



■病児・病後児保育事業（人）

町内では実施していませんが、平成 29 年より広域利用として町外施設の利用が可能となっています。今後も利用は微増傾向で続くものと考えられます。



■妊婦健康診査

妊婦全員に実施しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

0歳児全員に実施しています。

4 アンケート調査の概要

1) アンケート調査の実施概要

町民の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等への意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査地域	里庄町全域	
調査期間	平成31年2月26日～平成31年3月11日	
調査対象	町内在住で就学前児童（0～5歳）のいる世帯	町内在住で小学生のいる世帯
調査方法	・ 郵送による配布・回収 ・ 保育所を通じて配布・回収	小学校を通じて配布・回収
調査数	561名	476名
調査票回収数	389票	419票
回収率	69.3%	88.0%

2) アンケート調査からみられた現状と課題

グラフの見方

SA：単数回答（選択肢からあてはまるもの1つを選択）の設問

MA：複数回答（選択肢からあてはまるもの全てを選択）の設問

N：集計対象者の総数

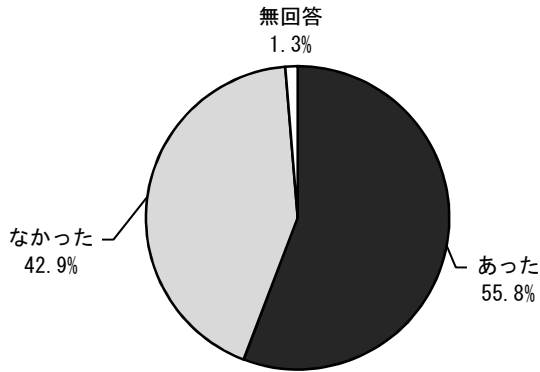
① 母子の健康について

就学前児童保護者に対して、出産中・出産後の育児等の不安について聞いたところ、「あった」が55.8%となっています【グラフ①-1】。一番不安が強かった時期では、「妊娠中」から「産後4週頃まで」が60.4%となっています【グラフ①-2】。不安の内容については、「赤ちゃんの発育や健康面」が45.2%、「出産・育児の疲れ」が35.5%となっています【グラフ①-3】。

子どもの発育や健康面、出産・育児の疲れなど母親の悩みや負担に対して、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診等の機会を活用した適切な相談対応や情報提供、必要な支援に結びつけるための関係機関の連携など、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を通じて、母子の健康推進及び安心して子育てができる環境づくりが求められます。

■【グラフ①-1】妊娠中・出産後に、育児等の不安がありましたか(就学前児童保護者調査)

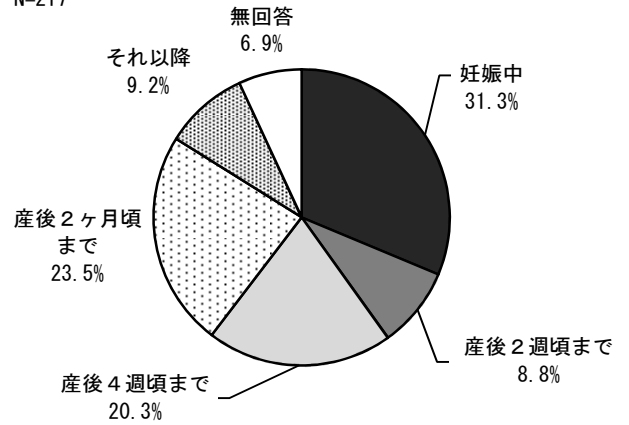
(SA) N=389



■【グラフ①-2】妊娠中・出産後に、育児等の不安があった方

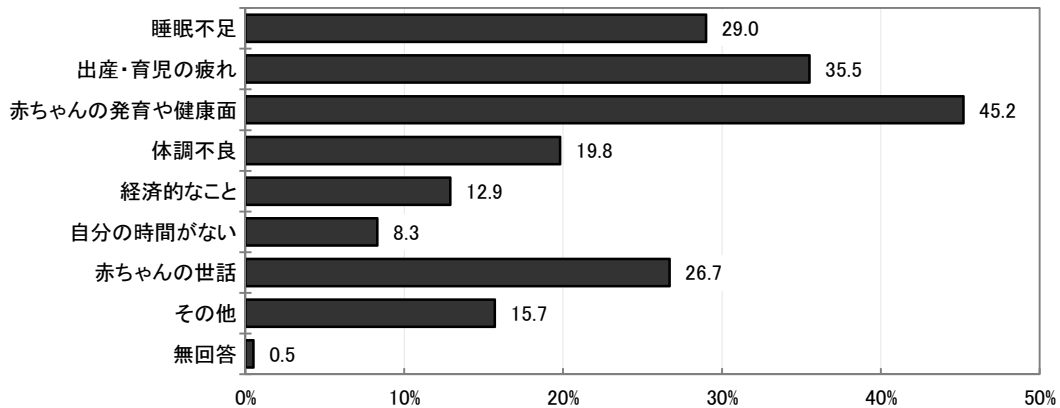
一番不安が強かった時期はいつですか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=217



■【グラフ①-3】妊娠中・出産後に、育児等の不安があった方
不安は、どのような内容ですか(就学前児童保護者調査)

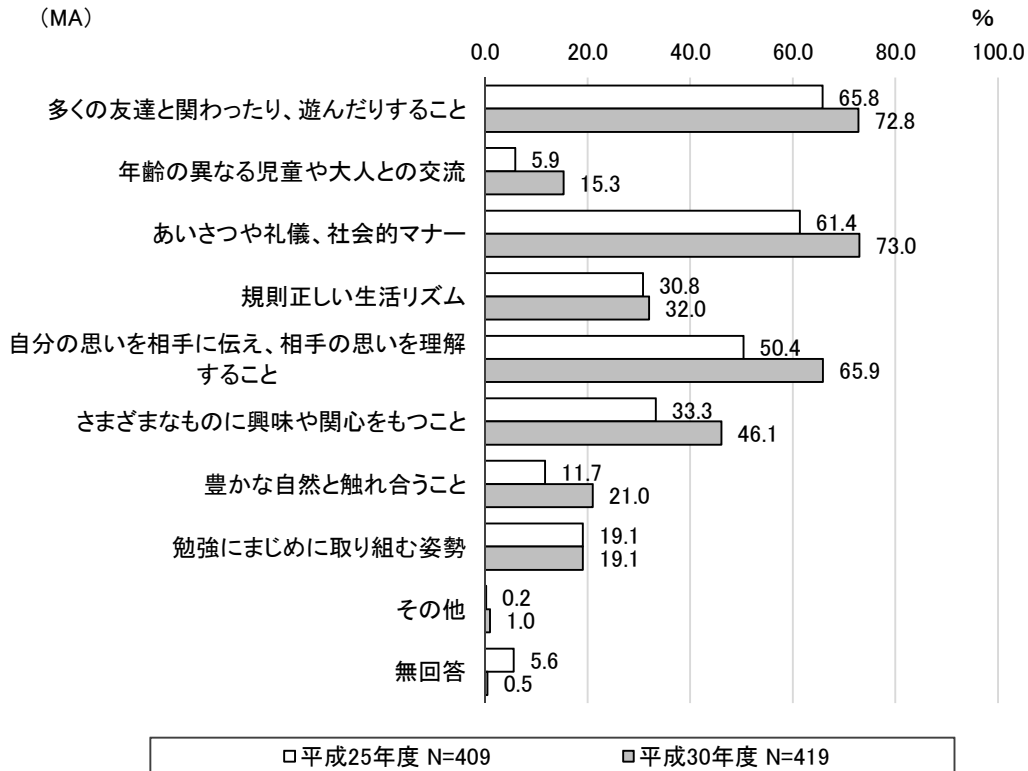
(MA) N=217



② 子どもの学びや教育について

小学生保護者に対して、小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何かを聞いたところ、「あいさつや礼儀、社会的マナー」が73.0%で最も高く、「多くの友達と関わったり、遊んだりすること」が72.8%、「自分の思いを相手に伝え、相手の思いを理解すること」が65.9%で続いています【グラフ②-1】。前回調査と比べてほぼ同様の傾向となっており、あいさつや礼儀といった基本的なマナーや、友達など他者との関わりを通じて、相互理解を深めるなど、社会性を身につけることが求められています。

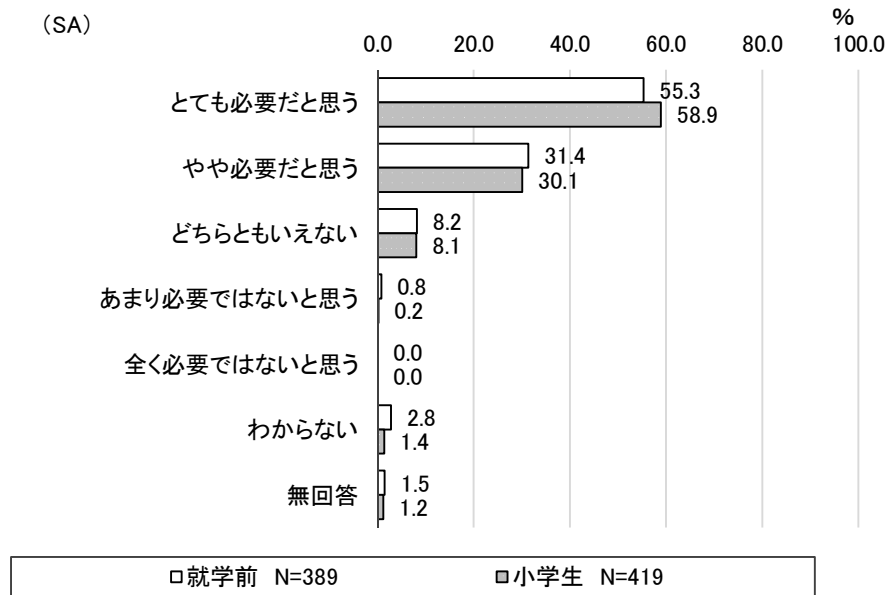
■【グラフ②-1】小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何ですか
(小学生保護者調査)



③ 地域における子どもや保護者へのかかわりについて

子育てをする人にとって、地域の支えは必要だと思うかを聞いたところ、「とても必要だと思う」「やや必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』割合が、就学前児童保護者では 86.7%、小学生保護者では 89.0%となっています【グラフ③-1】。また、地域で子育てを支えるために、必要なことを聞いたところ、就学前児童保護者では「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 83.5%、「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が 54.2%、小学生保護者では「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 83.1%、「子どもにスポーツや勉強を教える人や場があること」が 40.3%となっています【表③-1】。地域の支えを必要だと思う保護者は多く、特に防犯のための見守りや声かけなど地域ぐるみ、社会ぐるみでの子育て支援が求められています。さらに、学校だけでなく、地域においてもスポーツや勉強を教える場がほしいなど、地域協働での子どもの居場所づくりが求められています。

■【グラフ③-1】子育てをする人にとって、地域の支えは必要だと思いますか(就学前児童保護者調査)
(小学生保護者調査)



■【表③-1】地域で子育てを支えるために、どんなことが必要だと思いますか(就学前児童保護者調査)
(小学生保護者調査)

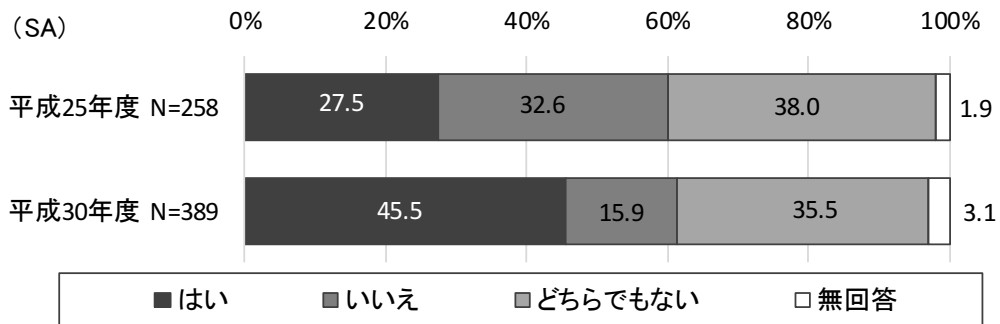
就学前児童保護者調査上位項目 (MA) N=389 (%)	小学生保護者調査上位項目 (MA) N=419 (%)		
子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること	83.5	子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること	83.1
子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	54.2	子どもにスポーツや勉強を教える人や場があること	40.3
子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	53.7	子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	39.9
子どもにスポーツや勉強を教える人や場があること	53.5	子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること	34.8
不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること	44.5	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	32.7

④ 幼児期の教育・保育や子育て支援サービスについて

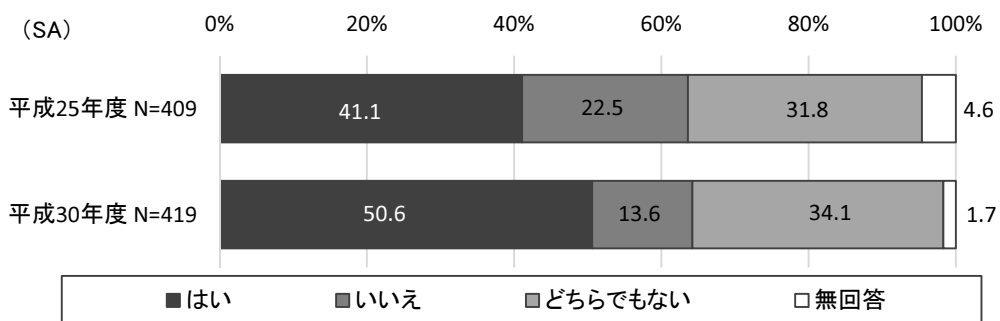
分野ごとの評価について、保育サービスが全般的に充実しているかを聞いたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに前回調査時と比べて「はい」の割合が高くなっています【グラフ④-1】。今後も保育サービスの質の向上を図るとともに、保護者の様々な状況に応じた保育サービスが提供できるよう、充実に向けていく必要があります。

■【グラフ④-1】保育サービスが全般的に充実している(預かり保育や学童保育など)(就学前児童保護者調査)(小学生保護者調査)

就学前児童保護者調査



小学生保護者調査



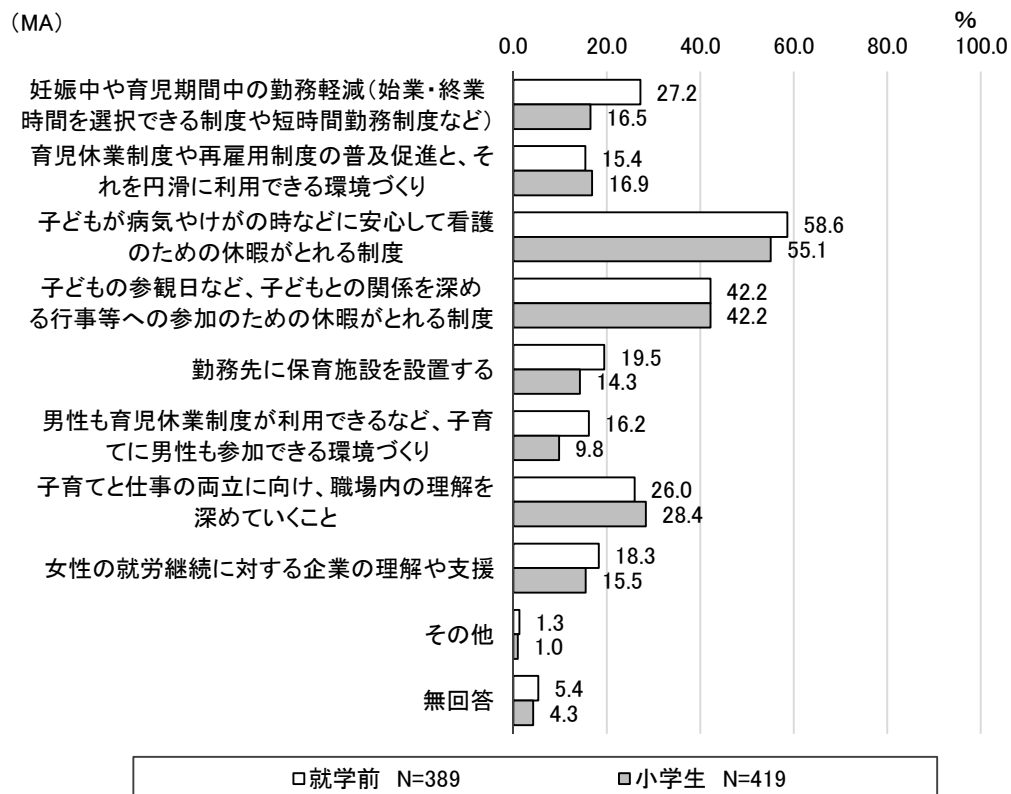
⑤ 子育てと仕事との両立について

今後希望される子育て支援として、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」が上位意見としてあがっています【表⑤-1】。仕事と子育ての両立支援を図るため、企業に取り組んでほしいことを聞いたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」「子どもの参観日など、子どもとの関係を深める行事等への参加のための休暇がとれる制度」が上位意見としてあがっています【グラフ⑤-1】。子育て家庭が子育てと仕事を両立できるよう、引き続き、企業への意識啓発や情報提供を進めていく必要があります。

■【表⑤-1】今後希望される子育て支援(就学前児童保護者調査)(小学生保護者調査)

就学前児童保護者調査上位項目 (MA) N=389 (%)	小学生保護者調査上位項目 (MA) N=419 (%)
親子で外遊びができる場所を増やしてほしい	子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい
46.0	47.3
子どもが病気の時、預かってもらえる制度(病児保育、病後児保育)を充実してほしい	職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい
41.1	33.9
児童公園や子育て支援センターなど親子が安心して集まれる場所をもっと増やしてほしい	子どもが病気の時、預かってもらえる制度(病児保育、病後児保育)を充実してほしい
37.3	28.4
職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい	児童公園や子育て支援センターなど親子が安心して集まれる場所をもっと増やしてほしい
36.2	25.5
保護者が病気の時、家事、育児をお願いできる制度をつくってほしい	放課後児童クラブや放課後子ども教室の時間、開催回数も充実させてほしい
29.8	25.1

■【グラフ⑤-1】仕事と子育ての両立支援を図るため、どのような制度や支援策を企業などに取り組んでほしいと思いますか(就学前児童保護者調査)(小学生保護者調査)



⑥ 配慮が必要な子どもとその家族への支援について

子育てに関して、悩んでいること、または気になることとして、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもをしかりすぎているような気がする」と上位意見としてあげています【表⑥-1】。このことから、保護者への子どもの接し方等の不安を解消するための支援やゆとりを持って子育てのできる周囲の支えが求められます。

分野ごとの評価について、“児童虐待を防ぐための取組は進んでいると思いますか”、“ひとり親家庭への子育て支援が充実していると思いますか”、“生活するうえで障害があるなど、配慮が必要な子どもを安心して育てられると感じますか”では、就学前児童保護者調査、小学生保護者調査ともに前回調査時よりも「はい」が増していますが、依然として7割以上が「どちらでもない」となっています【グラフ⑥-1、グラフ⑥-2】。児童虐待防止に向けた取組や配慮が必要な子どもやその家族、ひとり親家庭などに対する支援に関して、引き続き、社会の理解促進や支援制度の周知が求められます。

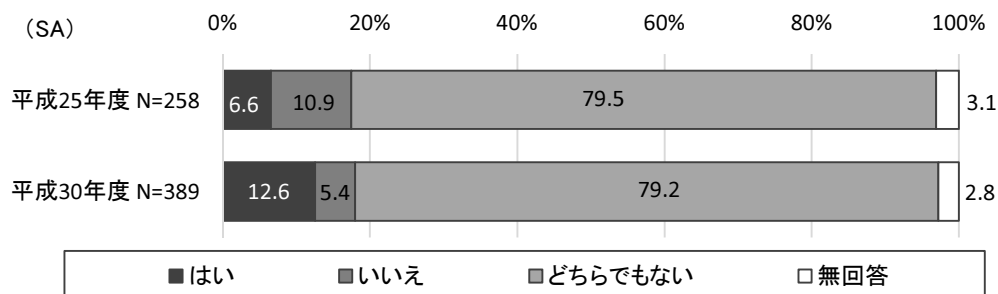
■【表⑥-1】子育てに関して、悩んでいること、または気になること(就学前児童保護者調査)

(小学生保護者調査)

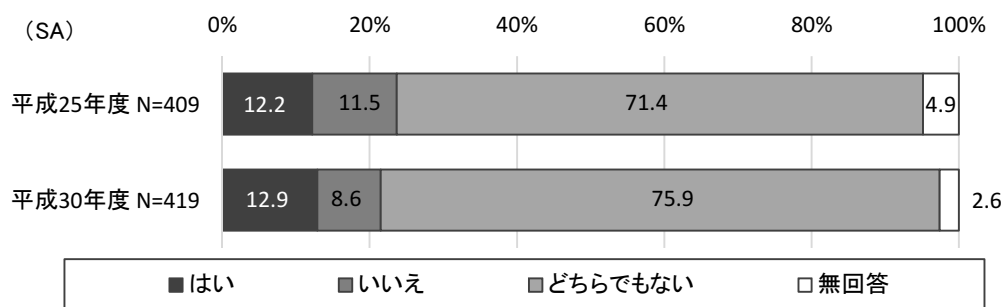
就学前児童保護者調査上位項目 (MA) N=389 (%)		小学生保護者調査上位項目 (MA) N=419 (%)	
病気や発育・発達に関すること	35.2	子どもとの時間を十分とれないこと	32.9
食事や栄養に関すること	31.9	子育てで出費がかさむこと	30.8
子どもをしかりすぎているような気がする こと	29.3	子どもの教育に関すること	30.5
子育てで出費がかさむこと	28.8	子どもをしかりすぎているような気がする こと	26.3
仕事や自分のやりたいことが十分できな いこと	27.5	友達つきあい(いじめなどを含む)に関す ること	23.2

■【グラフ⑥-1】ひとり親家庭への子育て支援が充実している(就労支援等の相談など)(就学前児童保護者調査)(小学生保護者調査)

就学前児童保護者調査

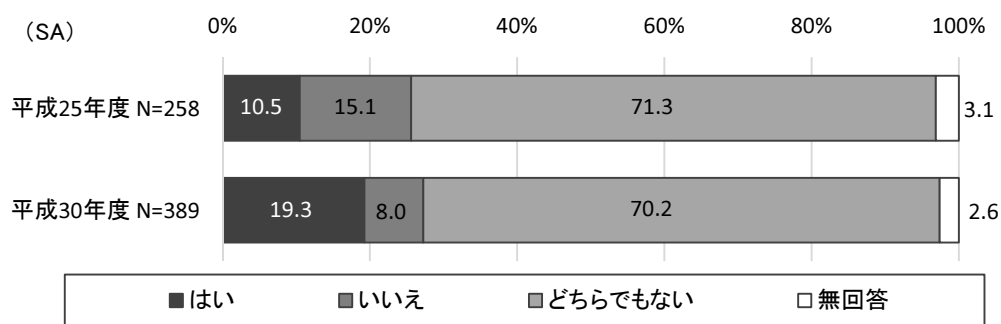


小学生保護者調査

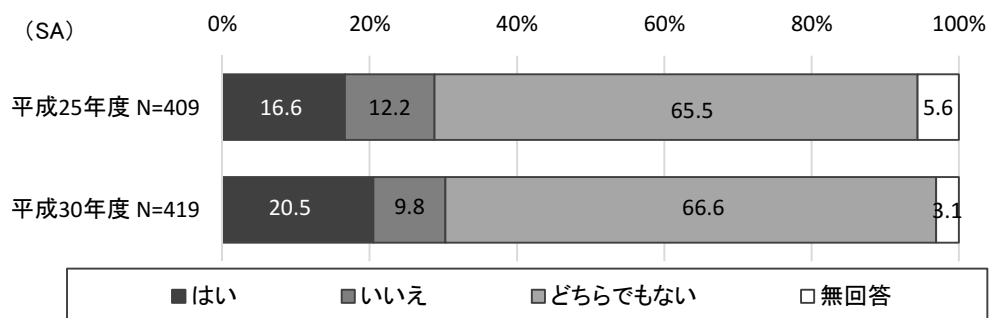


■【グラフ⑥-2】生活するうえで障害があるなど、配慮の必要な子どもを安心して育てられる(受け入れ体制の整備など)(就学前児童保護者調査)(小学生保護者調査)

就学前児童保護者調査



小学生保護者調査



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

里庄町子ども・子育て支援事業計画がめざす子どもの育ち・子育て・子育て支援のあるべき姿として、以下の基本理念を定めます。

スローガン: **親育ち・子育ち みんなで成長するまち 里庄**

里庄町の子どもたちには、どんなふうに育ってほしいでしょうか。これから大人へと成長していく過程で身につけてほしいことは多々ありますが、他者に対してしっかりとあいさつができること、そして他者を思いやると同時に自分の意思をしっかりと伝えられることを基本として学んでほしいと考えます。

こうした子どもたちの育ちに対して、何よりもまずは父母その他の保護者（以下「親」という。）が責任を持つことが必要です。子どもは、「親」の背中を見て手本とし、成長していくからです。

しかし、経済の停滞等による両親の働き方の多様化や核家族化、地域のつながりの希薄化といった社会状況の変化により、「親」自身に精神的・時間的なゆとりが損なわれ、子育ての仕方や「親としての役割」を学び、伝承される機会が減っていることが見受けられます。

こうした状況の中で大切なことは、里庄町で暮らす一人ひとりの大人が子育てに関わり、「親」としての役割を果たし、地域の子どもと子育て家庭を見守っていくことだと考えます。そんなまちづくりをめざして、里庄町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を「親育ち・子育ち みんなで成長するまち 里庄」と定めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、計画の基本目標を以下の4つに定めます。

基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

母子保健に関する事業や児童虐待防止に向けた取組、食育の推進等を通じて、子どもと親が心身ともに健やかに成長することができるまちをめざします。

基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち

乳幼児期や小・中学校の時期において、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育や、多様な学びの場が提供されるよう環境づくりを進め、子どもが心豊かに育つまちをめざします。

基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

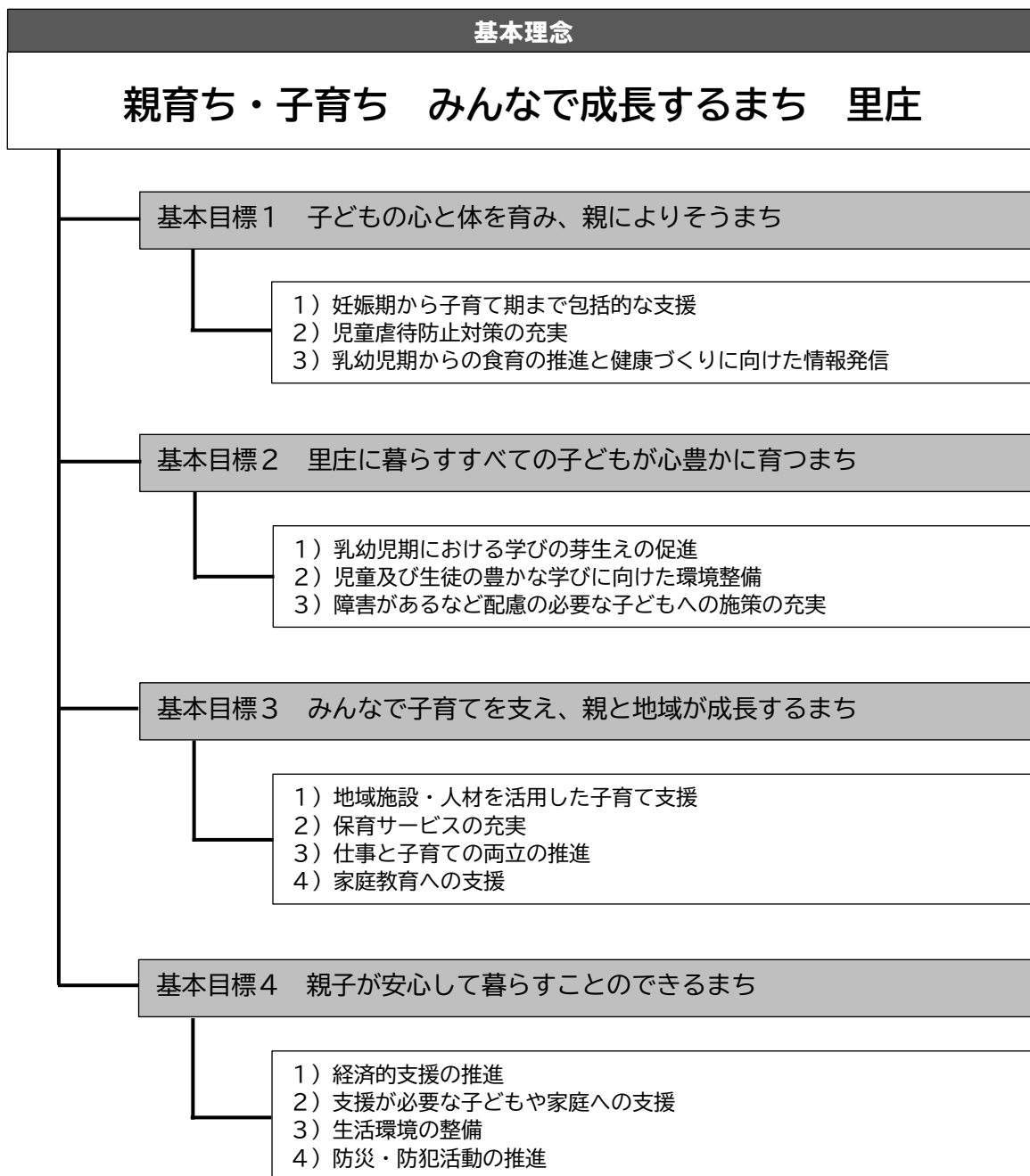
子育て支援に関する地域の団体等との連携や保育サービスの充実、男女共同参画の推進や家庭の教育力向上への支援など、地域で子育てを支えるまちをめざします。

基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち

経済的な支援やひとり親家庭への総合的な支援、交通安全や防犯に向けた取組を通じて、親子が安心して暮らすことのできるまちをめざします。

3 施策体系

以下の体系に基づき、施策を展開します。



第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

◆基本目標の方向性◆

- ・妊娠から出産、子育てにいたるまで、保護者の不安や悩みに寄り添えるよう相談体制の充実を図り、必要な情報提供を行うとともに、母子保健事業の充実を図ります。
- ・養育支援の必要な家庭や育てにくさを感じる親を早期に把握し、継続的な支援を実施するとともに、虐待の早期発見・早期対応に向けて子ども家庭総合支援拠点の機能の体制を強化します。
- ・食事が子どもたちの心身の発達に果たす役割について理解を広げ、食育の実践に結びつけていきます。

1) 妊娠期から子育て期まで包括的な支援

◆現状と課題◆

- ・結婚支援として、カップリングパーティーを、井笠圏域3市2町で2回開催しています。また、社会福祉協議会の結婚相談支援センターにおいて結婚支援を実施しています。
- ・不妊治療支援として、特定不妊治療、男性不妊治療を対象に治療費の一部を助成し、安心・安全な妊娠・出産のため、適切な支援を推進しています。
- ・母子健康手帳交付時の保健師による面談や、妊産婦健康診査受診券の配付による健診の受診勧奨を行っており、ハイリスク妊産婦の情報把握をするとともに妊産婦保健指導による早期のアプローチに取り組んでいます。
- ・乳幼児期における支援として、生後1～2か月の間に全戸訪問を実施し、母親が安心して子育てできるよう支援を行っています。
- ・3～5か月、1歳、1歳6か月、3歳の時期の乳幼児健診や幼・小・中へのCAT検査や歯科指導といった歯科保健の実施を通じて、発育や発達の状況把握や、発達障害や虐待などの早期発見、早期支援に取り組んでいます。
- ・健診や保育相談の機会を通じて親子の状況を把握し、必要に応じてのびのび教室や子育てなやみごと相談、県の発達相談等などによるフォローを行っています。
- ・子育て教室として3か月から1歳6か月までの親子を対象に、かるがも教室を行っており、子育てに関する知識の普及に加え、親同士が交流する機会を設けています。
- ・思春期保健対策として、教育相談員を配置しているほか、学校生活支援員は、幼・少・中すべてに計24人配置し、子どもたちの学校生活でのサポートにあたっています。

◆取組内容◆

● 子育て世代包括支援センターの充実 (担当課：健康福祉課)

国の「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」を踏まえ、子育て世代包括支援センターを開設し、事業の充実を図ります。

● 包括的・継続的な支援を行うネットワークの確立 (担当課：健康福祉課)

教育・保育施設、保健・医療・福祉施設、地域の子育て拠点などとの連携体制を整えます。

● 妊娠期から出産、子育てまでの円滑なサービス利用支援 (担当課：健康福祉課)

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる子育てを取り巻く様々な相談に対応します。また、教育・保育施設や子育て支援サービス等への円滑な利用につなげるなど利用者支援を図ります。

● 結婚支援 (担当課：企画商工課)

カップリングパーティーを井笠3市2町で企画・運営し、男女の出会いの場を提供します。また、社会福祉協議会による結婚相談支援センターで、相談員による結婚相談、結婚支援を引き続き行います。さらに、おかやま縁むすびネットを活用した特設会場を設けるなど出会いの場の提供や結婚支援を継続します。

● 不妊治療支援 (担当課：健康福祉課)

岡山県指定医療機関において不妊症で治療中の夫婦に対し、岡山県不妊治療助成事業に加えて、町独自で治療費の一部を助成します（1/2補助 上限20万円）。今後もより安心・安全な妊娠・出産のため、適切な支援を推進するとともに、広報等で周知を図ります。

● 母子健康手帳の交付 (担当課：健康福祉課)

妊娠早期から、妊娠、出産、育児についての自覚を持ち、この時期に必要な情報を得て安心して子どもの出生を迎えることができるよう、妊娠届をできるだけ早期に行うよう啓発を図ります。届出時には、保健師による面接を通じて、各種相談に応じるとともに、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援に努めます。また、保健師が不在の場合においても子育て家庭の不安等を把握できるよう体制づくりを検討します。

● 産後ケア事業 (担当課：健康福祉課)

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を充実するため、宿泊または日帰りでの入所し、心身のサポートや育児指導を受けることができるよう、委託機関等の拡充等を図ります。

● 妊産婦健康診査の充実 (担当課：健康福祉課)

母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査を受ける際の経済的な負担軽減を図る助成券を配付し、公費助成を行います。里帰り出産等で県外の医療機関を受診した方については、償還払いで対応しています。また、産後うつや虐待予防等を図るため、妊産婦健康診査の費用を助成します。妊産婦健康診査でハイリスク妊産婦の情報を得た場合は、適切な支援に結びつけるなど、支援体制の強化を図ります。

● 妊産婦保健指導 (担当課：健康福祉課)

妊娠、出産、子育てに関する必要な保健指導を、単に保健衛生面の指導だけではなく、その家庭環境や生活環境からみて、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる指導、助言を妊産婦とその家族に対して家庭訪問により行います。また、妊婦面談等により特定妊婦やハイリスク妊産婦を把握し、早期のアプローチに努めるなど、妊娠中毒症や若年、高齢妊産婦、シングルマザーや外国人などが安心して出産、子育てができるよう、支援を行います。

● 乳児全戸訪問事業 (担当課：健康福祉課)

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子のかかわりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われています。保健師が家庭を訪問して子育ての問題点を早期に把握し、子育ての不安だけでなく、その他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけるために、新生児全戸訪問指導を実施します。また、愛育委員会の協力により、生後6か月頃の乳児のいる家庭への訪問を実施し、地域における支援体制を強化します。

● 相談事業 (担当課：健康福祉課)

子育てについて気軽に相談でき、発育や発達についての不安を解消するために、保健師による保育相談を行います。乳幼児健診や保育相談、子育て悩み事相談の機会を活用し、不安の解消や発達障害等の早期対応を行い、のびのび子育て教室や療育へと支援をつなげていきます。また、9か月児には個別に案内を送付し、発達チェックやグループワークを行います。保育士が発達障害等の対応方法を学び、地域における支援体制の充実を図るため、保育所支援を実施しており、今後も外部より指導員を招き、保育士の資質向上を図ります。

● 乳幼児健康診査 (担当課：健康福祉課)

3～5か月、1歳、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健診を実施します。愛育委員会の協力による身体計測、問診、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、指導を行うほか、離乳食や食事について、栄養士による相談、試食を行います。発育や発達の状態を的確に把握し、発達障害や虐待などについて早期発見、早期支援を図るため、職員の研修や手引きを通じて理解を深め、健診制度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合には、精密検査や集団教室、専門機関への適切な対応を行います。健診の未受診者には、受診勧奨を行うとともに、受診できなかった理由を把握するなど、確実な受診につなげます。

● 子育て教室の開催 (担当課：健康福祉課)

3か月から1歳6か月までの親子を対象に、かるがも教室を行います。離乳食や子育て、応急手当についての知識の普及に加え、親同士が交流する機会を設けることで仲間づくりの場を提供します。保護者のニーズを把握し、保護者が実践的に取り組むことができるプログラムを実践することで、参加者の増加につなげます。

● 歯科保健対策 (担当課：健康福祉課)

本町では、小児歯科医の協力により、歯科保健管理システムを確立しています。乳児、1歳、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、幼稚園、小学校、中学校を対象に歯科健診やカリオスタット検査、歯科保健指導を行います。幼稚園や小学校、中学校では、クラスごとに歯科指導を行うなどきめ細かい指導を行います。乳幼児歯科健診時にはフッ素塗布を行い、むし歯予防に努めるとともに、歯科健診でフッ素塗布ができることを周知し、受診を促します。また、歯科のみでなく正しい食生活を身につけるため、食生活全体を含めた指導を推進します。

● 予防接種 (担当課：健康福祉課)

適切な時期に接種が受けられるように、妊娠届け時に問診票セットを、毎年春に予防接種実施計画を各戸配布しています。また、乳児訪問、乳幼児健診時に個別に説明を行っていきます。今後も定期予防接種については継続して積極的に接種勧奨を行います。また、適切な時期に接種を受けられるよう子育てアプリの普及を図ります。

● 思春期保健対策 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

教育相談室や生活支援員を充実させるほか、精神科医による心の健康相談を実施しメンタル面のサポートを行うなど、落ち着いた学校生活と子どもたちの成長に伴う課題へのフォローを行っていきます。また、性教育や禁煙教育、薬物乱用防止に関する保健指導も継続して行います。庁内間でも月1回協議を行い、情報共有を図ります。

2) 児童虐待防止対策の充実

◆現状と課題◆

- ・近年、全国的に児童虐待に関する相談件数が増えている中、子どもが虐待により命を失ってしまう事件も発生しています。また、虐待を受けた子どもは、心身の発達や人格の形成に大きな影響を受けることもあります。
- ・本町では、妊娠届出時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等において、虐待のおそれのある子どもの早期発見に努めています。また、要保護児童対策地域協議会として、実務者会議を年2回、代表者会議を年1回、ケース会議を適時開催しており、情報共有及び対策の検討を行っています。今後子ども家庭支援拠点として、体制を強化し、関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めていく必要があります。
- ・虐待等の早期発見・支援体制の充実として、令和元年度は要保護児童対策地域協議会支援事業のモデル市町になっているため、児童虐待対応の体制整備の見直しに取り組んでいます。

◆取組内容◆

● 発生予防のための事業の充実 (担当課：健康福祉課)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することで養育支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援を行います。また、乳幼児健診や保育相談時に、身体状況や発育・発達を確認し、子育てに関する相談・指導を行うほか、発達障害児及びその保護者への適切な支援が行えるよう保育所支援を実施します。

● 早期発見、対応の徹底 (担当課：健康福祉課)

妊娠届出時や訪問、乳幼児健診等の場で虐待の早期発見に努めます。要保護児童対策地域協議会支援事業を活用し、通告から支援の流れの見直し、体制整備を行っており、今後も虐待の通告があった時には早急に子どもや家庭状況を把握し、子どもの安全確認を行うとともに、必要に応じて児童相談所に連絡し対応を協議します。ハイリスク児や支援が必要な家庭に対しては訪問や関係機関との定期的な情報共有を行い支援していきます。また、保育所支援の実施に加え、児童虐待や相談窓口について町民に対して広く周知していきます。

● 要保護児童対策地域協議会 (担当課：健康福祉課)

要保護児童対策地域協議会を開催し、学校、保健所、幼稚園及び保育所、警察署、児童相談所、民生委員等の関係機関と連携を図るとともに、個別のケース会議等を開催し、協力して支援します。今後は、実務者会議の定期的な開催などさらなる体制強化を図ります。

3) 乳幼児期からの食育の推進と健康づくりに向けた情報発信

◆現状と課題◆

- 栄養・食生活は、子どもたちが健やかに成長し、人々が健康な生活を送るため、また生命を維持するのに不可欠なものです。
- 本町では、栄養教室を年5回実施し、生活習慣病予防や子どもの食育についての健康教育、調理実習を実施しています。また、食生活改善事業として、愛育委員、栄養委員が中心となり、各分館の公会堂で栄養教室の伝達講習を実施しています。一方で若い世代の参加が少ない現状もあり、今後は若い世代が参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 健康づくりに関する知識の普及、啓発として、広報誌や母子手帳アプリ、各種パンフレットの配布、乳幼児健診時の栄養相談等を行っています。
- 子育て応援し隊が中心となり、ランチパーティなど子育て世代の親子のふれ合いや父親の育児参加を促進するための事業を実施しています。

◆取組内容◆

● 栄養教室 (担当課：健康福祉課)

生活習慣病予防や健康づくりに向けた健康教育・調理実習を実施します。また、ライフステージに応じた食育を推進するため、内容の充実を図ります。

● 食生活改善事業 (担当課：健康福祉課)

地域に望ましい食習慣を定着させるため、愛育委員、栄養委員が中心となり各分館の公会堂で調理実習を行います。若い世代や子育て世代など幅広い世代が参加できるよう内容の充実及び、関係機関と連携しながら周知を行います。

● 広報活動 (担当課：健康福祉課)

子育てアプリやホームページ、広報紙の「保健師のお話」の掲載、各種パンフレットの配布により、健康づくりに向けた知識の普及・啓発を推進します。

基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち

◆基本目標の方向性◆

- ・幼稚園や保育所、また家庭や地域での遊びを通じて、子どもたちが学びの基礎を培うことができるよう、幼児教育の充実に努めます。
- ・幼児期における教育の質の向上、新学習指導要領の着実な実施など、確かな学力の育成に取り組みます。
- ・学校に地域が参画し、地域の中で子どもが豊かな経験のできる環境づくりを進めます。
- ・一人ひとりの子どもにとっての「最善の利益」を考え、支援を推進します。

1) 乳幼児期における学びの芽生えの促進

◆現状と課題◆

- ・ブックスタート事業として、家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、絵本のプレゼントと啓発活動を実施しているほか、子育てひろばにおける読み聞かせや図書館における「おはなし会」や講座を実施しています。

◆取組内容◆

- ブックスタート事業 (担当課：教育委員会)

家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、絵本のプレゼントと啓発活動を実施しているほか、子育てひろばにおける読み聞かせや図書館における「おはなし会」や講座を実施しています。今後も子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるためのさまざまな行事やサービスを展開していきます。

2) 児童及び生徒の豊かな学びに向けた環境整備

◆現状と課題◆

- ・教育相談員を配置し、就学前から小・中・高にいたるまでの子どもたちの成長に伴った課題について相談を行っています。
- ・学校生活支援員を幼・小・中すべてに計24人配置し、園児・児童・生徒の学習活動や体験活動を支援しているほか、小・中連携については、中学校へのスムーズな移行を図るとともに、中1ギャップの解消を図っています。
- ・チョボラ・ジュニアの会では、月1回町内老人施設で車いすの清掃、入居者とのふれあいを中心に活動を行っています。また、平成30年度より新たに町内のごみ問題について考える「ごみゼロプロジェクト」を町内の清掃会社と一緒に活動し、ごみを減らす取組を行っています。

- 青少年の健全育成として、7月青少年健全育成街頭キャンペーン、10月教育を考えるつどい（総会）、一日学校公開等の事業を実施しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育）については、東西両小学校区に設置されている放課後児童クラブともに希望者が多く、定員を超過することがあるクラブもあります。また、指導員の確保についても課題となっています。
- 計算をしたり、文字の読み書きをする力を示す「認知的能力」に対し、コミュニケーション力、思いやり、忍耐力、自信、自尊感情、意欲等、生きていくうえで大事に育てていかなければならない力を「非認知能力」として、その育成の重要性が高まっています。学校教育においても、子どもの「非認知能力」を伸ばす、自覚的な学びを育てる取組が必要となっています。

◆取組内容◆

● 教育相談員配置事業 （担当課：教育委員会）

町内小・中学校との連携のもとに、児童及び生徒の教育上の問題に関する相談を実施しています。経験豊かな教育相談員を配置し、現在はむつみ会館を拠点に週3回の教育相談を実施しています。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実していきます。

● 学校生活支援員事業 （担当課：教育委員会）

幼稚園及び小・中学校に生活支援員を配置し、学習活動並びに遊びや体験活動を支援します。今後も継続して支援員を配置し、効果的な授業や体験活動に向けた支援を充実していきます。

● 里庄子どもと本を結ぶネットワーク事業 （担当課：教育委員会）

子どもの読書活動の推進のためにネットワーク会議を定期的で開催し、家庭や地域、図書館や幼稚園、学校など様々な場所で、子どもたちの発達段階に応じた読書環境を整備していきます。

● さとしょう未来塾（里ちゃん寺子屋、里ちゃんチャレンジ・ワールド） （担当課：教育委員会）

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。現在は小学生等を対象に、冒険キャンプや暁天座禅、昔遊びなどの体験活動を土・日曜日や長期休暇中に実施しており、今後も体験活動を通して、人間関係や集団生活の中で協力することの大切さを学ぶことができるよう継続して実施します。

● チョボラ・ジュニアの会 (社会福祉協議会で実施)

町内の中学校生徒が、町内の老人施設で清掃などのボランティア活動を行っています。今後も老人施設での活動を中心に、「ごみゼロプロジェクト」といった町内の環境問題に対応した活動を継続的に行っていきます。運営スタッフの確保など、継続的な運営に向けた支援を今後も進めていきます。

● 里庄町青少年健全育成「^{あした}未来の会」 (担当課：教育委員会)

青少年の健全育成を図ることを目的として、家庭教育活動部、地域教育活動部、学校教育活動部を設置し、教育を考えるつどい、子ども安全パトロール、青少年健全育成街頭キャンペーン、一日学校公開などの事業を展開します。

● 放課後児童クラブ（学童保育） (担当課：教育委員会)

保護者が共働きなどの理由で日中家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や長期休暇中の安心・安全な生活の場として開所しています。現在は各小学校区で実施しており、今後も利用希望に応じて、継続的・安定的な運営を行うため指導員の確保や施設整備を進めていきます。

● 非認知能力を高める取組 (担当課：教育委員会)

子どもたちに学力だけでなく人間力を培い、社会によりよく適応できるように、子どもたちの教育の場で非認知能力を育てる取組を進めます。周囲の大人が子どもの心によりそい、楽しいことや好きなことに集中することを通して、それぞれの課題の解決に向けて、計画的に学んでいく工夫を支援します。これらの非認知能力を高める取組により、子どもたちの未来の可能性を広げ、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムの実施に努めます。

3) 障害があるなど配慮の必要な子どもへの施策の充実

◆現状と課題◆

- ・発達障害者支援コーディネーターを配置し、個別支援計画の作成や連絡会議を開催し、療育への橋渡しを行い、スムーズな就学に向けてのサポートを実施しています。また、発達障害者支援コーディネーターによる教職員の研修を行っています。
- ・配慮の必要な子どもの家族の悩みごと等に対し、町内に療育機関がないため、保護者は不便さを感じている状況が課題となっています。
- ・生活支援員については、小学校に加え、中学校の特別支援学級にも配置を進めました。
- ・必要に応じて小・中学校に、自閉・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級を設けるとともに、障害のある子どもが通常学級でも安心して過ごせるように生活支援員の配置を充実させています。
- ・共生社会の啓発として、井笠地域合同で共生社会の実現に向けたフォーラムを開き、地域住民への啓発を行いました。

◆取組内容◆

● 障害児施設との連携 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

障害があるなど配慮の必要な子どもやその家族が、その子どもに合った施設の利用ができるよう、教育委員会や健康福祉課にて相談対応や情報提供を行うとともに、教育・保育施設や関係機関との連携を図ります。また、発達障害者への支援機能の充実・強化を目的とした発達障害者支援コーディネーターを配置し、保護者や教員の相談対応を行います。幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等における受け入れを推進するとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援できるよう町内への療育施設の設置を検討します。

● 学校での支援 (担当課：教育委員会)

幼稚園や小学校に生活支援員を配置し支援を行います。また、学校内に特別支援学級を設置し、支援を行っていきます。

● 共生社会の形成に向けた取組の推進 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

障害のある子どももそうでない子どもも、できるだけ同じ場でともに学ぶことができるよう配慮することに加え、障害のある子どもの周囲の大人や子ども、地域住民への啓発や教師への研修等を進めます。啓発用のポスターやパンフレットによる情報提供を行うとともに、町主催の行事に参加しやすくなるよう工夫するなど、交流の場を増やします。

基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てに対する職場の理解や男性の育児参加の促進、女性の働き方改革を見据えた地域での支援体制や地域の人材を活用した活動の充実など、父母ともにゆとりを持った子育てができるよう支援を強化します。
- ・病児・病後児保育や一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・家庭の教育力向上に向けた取組を、行政や地域が一体となって推進します。

1) 地域施設・人材を活用した子育て支援

◆現状と課題◆

- ・子育てひろばについては、月曜から金曜日の週5日開催しており、また、季節行事や託児を設けて母親に育児疲れを解消してもらうママのリフレッシュなどの行事を毎月6種類行っています。
- ・行事のない通常のひろば開所時はデイリープログラムと称し、読み聞かせや手遊びを中心とした行事を毎日行っています。
- ・親子クラブ（こずえ会）においては定例会をはじめ他イベントを開催しており、今後も健診案内にチラシを同封することや、声かけを行うなど周知・利用促進が必要です。
- ・愛育委員会と連携した取組として、6か月頃の子どもを対象としたすくすく訪問を行っています。

◆取組内容◆

- **子育てひろばの充実** (担当課：健康福祉課－社会福祉協議会に委託)

子育て支援ボランティア「フレンズ」の協力のもと、社会福祉協議会により中央公民館を活用した子育てひろばを平日に週5日開催します。利用環境を整備するとともに、親子で気軽に参加でき、保護者同士が交流できる場の提供や子育てに関する情報提供を行うなど、子育てを楽しんでいただけるよう支援します。ひろばの存在を知らない家庭にひろばのことを知っていただけるよう周知を徹底します。また、ひろばの職員より得た情報を参考に、各種健診で気になる児童の早期発見・フォローにつなげます。

● 親子クラブ（こずえ会）の活動支援と連携 （担当課：健康福祉課）

子どもが1歳から4歳までの親子で自主活動を行っています（対象年齢は変更の可能性あり）。お楽しみ会や運動会、クリスマス会などの行事や交流会、研修会の開催など、地域での遊びや保護者の情報交換の場となるよう活動を支援します。各種健診案内において、チラシ等を同封することや声かけ、子育てアプリなどを通じて、周知に努めます。

● 愛育委員会の活動支援と連携 （担当課：健康福祉課）

愛育委員会では、地域の乳幼児を持つ親子への声かけや、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児学級での手伝いなどを行っています。また、食生活改善事業として、地域の公会堂で料理教室などを行っています。

2) 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

- ・ 保育所は、町内に2か所の保育所が設置されていますが、令和元年度において年度当初時点で入所保留となっている児童がいる状況となっています。
- ・ 幼稚園預かり保育については、近年、東西幼稚園において利用者が35名～45名で推移しており、今後も利用ニーズが続くものと考えられます。
- ・ 一時預かり事業については毎年利用が増加傾向にあります。核家族の利用が多く、病院受診や学校行事の参加、育児疲れ解消時に預け先のない家庭の利用がみられます。事業の周知は子育てひろばに来られない家庭に対して十分にできていないほか、託児の利用希望が多数になった場合、対応ができない事例がまれに起こることが課題となっています。
- ・ 病児・病後児保育事業については、平成29年4月から広域利用ができるようになったことにより、町外の施設の利用がみられました。

◆取組内容◆

● 保育所 （担当課：健康福祉課）

令和元年度現在、町内に2か所の保育所が設置されています。今後の整備方針や目標事業量などの詳細を、第5章に掲載しています。今後も保育士の確保や施設整備等に努め、待機児童の解消に努めます。

● 幼稚園預かり保育 （担当課：教育委員会）

幼稚園に通園する園児のうち、幼稚園終了後や長期休暇中に、共働きなどの理由により家庭における保育が困難な子どもの保護・育成を図るため、遊びを主とする保育活動を行います。現在は東西両幼稚園で実施しており、今後も継続的・安定的な運営に向けて指導員の確保や施設整備を図ります。

● 一時預かり事業

(社会福祉協議会で実施)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、子育てひろば「げんキッズ」にて実施しています。目標事業量などの詳細を第5章に掲載しています。施設の現状により、受け入れ人数を増やすことが難しい状況ですが、受け入れ時に利用者と相談し、時間帯の変更等を行うなど受け入れができるよう配慮します。また、事業の周知の仕方を検討し、支援が必要な人が利用できるよう周知に努めます。

● 病児・病後児保育事業

(担当課：健康福祉課)

病児や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。町内では実施していませんが、平成29年より広域利用として町外施設の利用が可能となっています。目標事業量などの詳細を第5章に掲載しています。

3) 仕事と子育ての両立の推進

◆現状と課題◆

- ・国においては、働き方改革を進めており、労働時間法制の見直しや雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めています。岡山県においても女性活躍・WLB（ワーク・ライフ・バランス）応援アドバイザー事業を通じて、事業所に対する支援も行われています。
- ・仕事と家庭の調和の推進に向けて、企業における働き方改革への理解を深めるため、広報紙への掲載やチラシの配布等での啓発を行っています。また、企業訪問等の機会を活用し、事業主等に働き方の実情についての聞き取りを行っています。
- ・男性の家事・育児参加に向けて、広報紙等への掲載やチラシ配布等での広報をはじめ、男女共同参画週間に、役場・図書館において、パネル展示を行っています。

◆取組内容◆

● 職場環境の整備

(担当課：企画商工課)

事業主等へ、従業員の働き方への理解を深めていただけるよう、引き続き広報活動を実施するとともに、企業訪問等により働き方の実情把握に努めます。

● 男性の家事・育児の推進

(担当課：企画商工課)

男性の家事・育児等の参加への意識が高まるよう、広報紙等の広報媒体を活用し、引き続き情報提供を行います。

「一般事業所へのヒアリング調査」を実施しました

働きながら子育てをしている状況や、里庄町内にある企業が進めている子育て支援を把握し、計画策定に役立てるため、一般事業所に向けたヒアリング調査を行いました。

ヒアリングでわかったこと(一部抜粋)

- 女性の育児休暇取得は普及しているが、男性は取得していない状況となっている。
- 5年前と比較すると、各種産休・育休制度について関心を持つ職員が増加した事業所もみられる。
- 子育て支援策を取り入れるうえでの課題として、代替要員の確保などの人的影響や周りの従業員の作業量が増えるといったことが多くあがっている。
- 仕事と育児の両立のための制度の導入状況では、半日単位、時間単位等の休暇制度、始業または終業時間の繰上げ・繰下げの制度を導入している事業所が多い。
- 育児休業からの復帰後も、保育所の預かり時間等を考慮した勤務時間や職場配置など、子育てに配慮した働き方が進められている場合が多い。
- 子育て支援策の運用や改善のために取り組んでいることでは、「両立支援策やその利用についての相談・苦情処理のための専用窓口を設けている」や、「定期的な労使協議の場で協議している」「管理職の集まる会議で周知している」「従業員のニーズを把握するため、定期的に意識調査やアンケート調査を行っている」となっている。

4) 家庭教育への支援

◆現状と課題◆

- ・小学校入学前の子どもを持つ保護者に対して、「親育ち応援学習プログラム」を実施することで、保育園・幼稚園の保護者が一同に介し、子育てに関する様々な悩みを共有・解決しています。この取組については近年、町内PTA主催の開催もされています。
- ・中学校入学前の保護者に対しては、入学説明会を利用し「思春期子育て講座」を開催し、家庭における教育力の向上に取り組んでいます。

◆取組内容◆

- 子育て講座 (担当課：教育委員会)

家庭教育と地域の子育て支援のあり方を啓発し、家庭の教育力の向上をめざすとともに、地域での子育てを支援します。就学時健康診断や中学校入学説明会を利用した子育て講座の開催、親育ち応援学習プログラムなど保護者のライフステージに応じた学習機会を提供します。また、親子がともに参加できるイベントの開催や、子育て中の親同士が集まって子育てに関する悩みを共有したり、解決策を考えたりできる場づくりを検討していきます。

基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てにかかる費用負担の軽減やひとり親家庭への自立支援を、今後も充実していきます。
- ・貧困が世代を越えて連鎖することがないように、子どもと子育て家庭を総合的に支援します。
- ・妊産婦や小さな子どもを連れた家庭を温かく見守る、周囲の理解・配慮を促進します。
- ・“交通事故ゼロ” “犯罪ゼロ” をめざし、だれもが住みやすく、安心して暮らせるまちをつくります。
- ・子どもが地域で安心・安全に生活することができるよう、防犯・災害対策に取り組めます。

1) 経済的支援の推進

◆現状と課題◆

- ・子育て家庭における経済的な負担感の軽減に向けた取組として、小児医療費の助成や児童手当、児童扶養手当の支給、また、ひとり親家庭医療や母子寡婦福祉資金の制度を継続して実施しています。
- ・令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所、幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳の子どものうち非課税世帯の子どもの保育料が無料になりました。これに加え、本町独自の施策を実施し、経済的負担の軽減を図っています。

◆取組内容◆

- 小児医療費助成 (担当課：健康福祉課)

疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに子どもの健やかな成長に寄与するため、保険診療の医療費の自己負担額を助成しています。助成対象年齢を平成24年度から中学校3年生までに引き上げており、今後も継続して事業を実施していきます。

- 児童手当 (担当課：健康福祉課)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的に、中学校修了前の子どもを養育している保護者に対し支給します。

● 児童扶養手当 (担当課：健康福祉課)

離婚等によるひとり親家庭などを対象に手当を支給します。ひとり親家庭医療や母子寡婦福祉資金の制度も継続して実施します。

● 保育料の支援 (担当課：健康福祉課)

幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の施策として、0歳から2歳の子どもの保育所等における2人目からの保育料を無料とし、経済的負担の軽減を図ります。

2) 支援が必要な子どもや家庭への支援

◆現状と課題◆

- ・ひとり親家庭に対し、保護者の就労支援や子育て支援等について相談を行うことにより、生活の安定と児童の健全育成に取り組んでいます。
- ・児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭医療や母子寡婦福祉資金の制度を継続して実施し、ひとり親家庭の経済的な負担感の軽減に取り組んでいます。

◆取組内容◆

● 子育て支援、生活の場 (担当課：健康福祉課)

ひとり親家庭における保護者の就労支援や子育て支援等について相談を行うことにより、生活の安定と児童の健全育成を図ります。

● 経済的支援 (担当課：健康福祉課)

所得が一定以下のひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給します。また、母子福祉資金の貸し付けを行い、就学支援等を行うとともに、ひとり親家庭医療費の助成を行い、医療機関に支払う自己負担額の助成を行います。

● 子どもの貧困対策の推進 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

すべての子どもが家庭環境に左右されることなく、能力・可能性を伸ばすことができるよう、県のスクールソーシャルワーカー等の派遣事業を活用し、配置するとともに、学校と福祉関係団体等との連携、生活保護世帯やひとり親世帯の学習支援などを通じて、学力向上に向けた取組を行います。

生活の基礎を支えるための保護者の就労等生活支援の強化をはじめ、住宅支援などの生活の安定と自立の促進、家庭教育が行える環境整備などの児童の福祉の増進を図るための支援を行います。

● 外国人等の子どもへの支援 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

海外から帰国した幼児や外国人幼児等、外国にルーツのある子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう必要な支援を実施します。

3) 生活環境の整備

◆現状と課題◆

- 子どもの安全対策として、防犯灯については、各地区からの要望等に基づき、設置・修繕を行っています。また、カーブミラー清掃を春・秋の交通安全週間行事として交通指導員・交通協助員を中心に年2回実施しています。
- 公共施設については、計画的に段差解消などバリアフリー化に取り組んでおり、今後も年齢、性別を問わず市民の誰もが安全に利用できる施設整備を進めていくことが必要です。

◆取組内容◆

● 公園の整備 (担当課：教育委員会)

子どもが安全で快適に利用できるよう分館やボランティアの協力を得ながら遊具の整備、公園の美化に努めていきます。

● 交通安全設備等の整備 (担当課：企画商工課・教育委員会)

通学路等の横断歩道の整備やボランティア等の協力によるカーブミラー清掃を継続して行います。また、防犯灯の設置・修繕を引き続き実施します。

● バリアフリーの推進 (担当課：総務課)

公共施設については、年齢、性別を問わず市民の誰もが安全に利用することができるよう、段差解消などバリアフリー化を進めます。

4) 防災・防犯活動の推進

◆現状と課題◆

- 交通安全対策は、里庄町交通安全対策協議会を中心に年間を通した取組が実施されています。
- 学校・地域・企業・警察等と連携し、春・秋の交通安全週間に合わせ、各種交通安全運動を展開し、交通安全意識の啓発・啓蒙に努めています。
- 防犯パトロールは、東西地域安全推進員により実施しています。青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施するため、浅口市と共同で講習会を開催し、パトロール実施者証取得者の増加に取り組んでいます。
- 子ども 110 番の取組については、平成 31 年 4 月現在の登録件数は西学区 90 件、東学区 74 件の合計 164 件と、各校 P T A の方々の協力のもと、少しずつ増加しており、子どもたちにとっての「安全の目印」となっています。

◆取組内容◆

● 交通安全の確保 (担当課：企画商工課・教育委員会)

学校等で交通安全教室を行うほか、自転車のヘルメット着用を呼びかけるなど子どもに交通安全教育を行います。また、チャイルドシートの正しい使用の徹底のために保護者に対して指導、啓発を行います。

● 防犯パトロールの実施 (担当課：企画商工課・教育委員会)

P T A、地域安全推進委員等のボランティアによる防犯パトロールを支援し、登下校中の子どもの犯罪・事故防止に努めます。

● 子ども 110 番 (担当課：教育委員会)

地域の事業所や家庭が「子ども 110 番」の看板を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に助けを求めることで、子どもたちを犯罪から守ります。子どもたちが危険に遭遇した時や困りごとがある時に立ち寄れる拠点を増やすため、今後も「子ども 110 番」に協力いただける家庭数の増加や看板の整備を推進します。

● 防災・防犯教育等の推進 (担当課：教育委員会・健康福祉課・総務課)

教育・保育施設や地域における防災訓練や防災・防犯教育を定期的実施します。また、様々な状況での災害等に対応できるよう、関係機関や地域と連携を図ります。

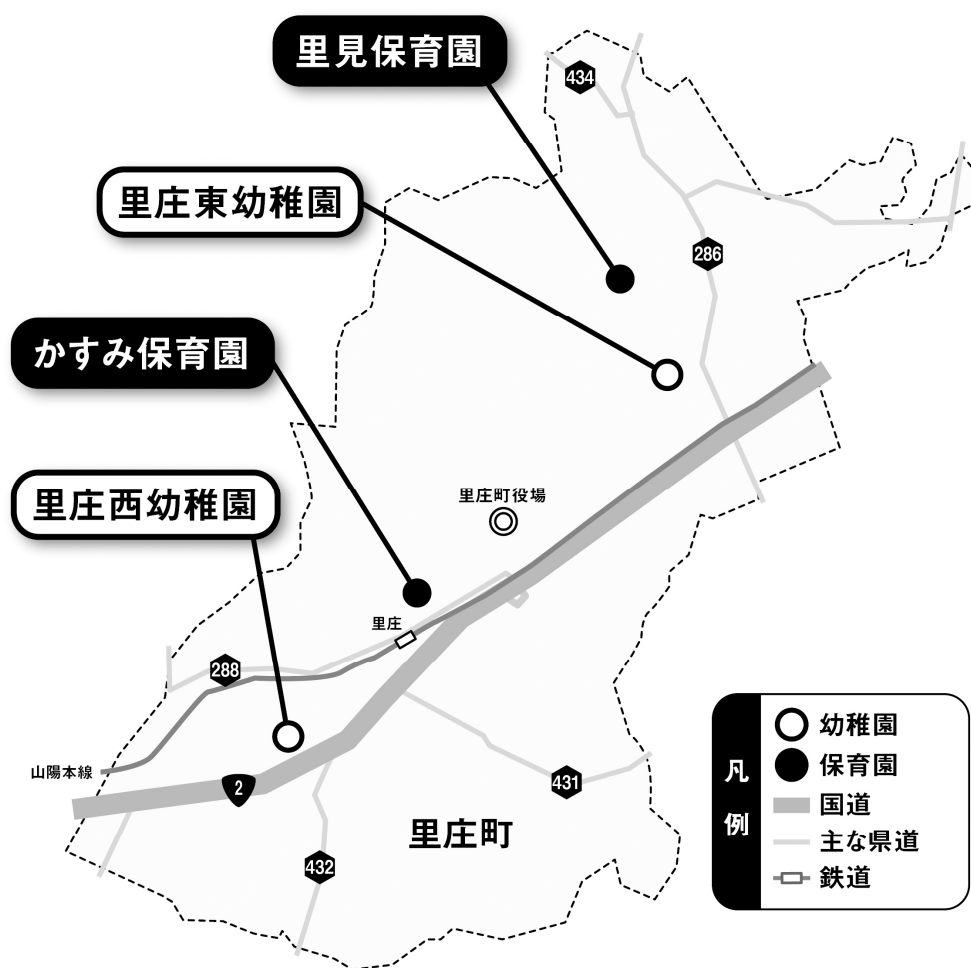
第5章 目標事業量と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下、「区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、区域を全町1つと設定します。

■教育・保育施設の配置状況概略図



2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

1) 認定区分について

幼児期の教育・保育における量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めるにあたっては、1号認定、2号認定、3号認定（0歳／1・2歳）のそれぞれの認定区分ごとに設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ 幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり 保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり 保育所、認定こども園、地域型保育事業

※本町には認定こども園はありませんが、町外の認定こども園は対象となります。

2) 量の見込みと確保の方策

① 1号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- 令和元年度現在、幼稚園2か所（ともに町立）の提供体制があります。また、4歳児、5歳児の2年保育を実施しています。
- 施設数については現状の2か所を維持します。

単位(実人数/年)

	実績 ^{※1}	目標事業量				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①量の見込み	81	84	79	79	73	69
②確保 の内容 特定教育・ 保育施設	140	140	140	140	140	140
②-①	59	56	61	61	67	71

※1:7月1日現在。

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- 令和元年度現在、保育所2か所（ともに民間）の提供体制があります。また、5歳児の受け入れを実施しています。
- 令和元年度10月時点において、2号認定では1名、3号認定の1、2歳児が11名、0歳児が2名の入所保留者が発生しており、待機児童の解消に向けて早急に体制を整えていく必要があります。
- 町内2か所の保育所の施設整備を行い、希望者全員の受け入れに向けた取組を進めます。

単位(実人数/年)

	令和元年度(実績※ ¹)			令和2年度			令和3年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	207	149	23	217	124	22	212	120	23
②確保の内容	165	130	25	165	130	25	165	130	25
特定教育・保育施設	165	130	25	165	130	25	165	130	25
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲42	▲19	2	▲52	6	3	▲47	10	2

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	218	122	24	208	124	25	203	126	26
②確保の内容	195	130	25	195	130	25	210	130	30
特定教育・保育施設	195	130	25	195	130	25	210	130	30
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲23	8	1	▲13	6	0	7	4	4

※1:7月1日現在。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の見込み

1) 地域子ども・子育て支援事業とは

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法で市町村が取り組むよう定められた13事業のことです。「2) 量の見込みと確保の方策」で、それぞれの事業について量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めます。

2) 量の見込みと確保の方策

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町における教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう、町で1か所実施することが適切であると考えます。

<確保方策の考え方>

- ・母子保健に関する相談にも対応するため、利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点を整備します。
- ・保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力し、支援プランを作成するなど妊産婦等に対するきめ細かい支援を行います。
- ・引き続き町役場にて実施し、保護者の個別ニーズの把握や適切な施設・事業等の円滑な利用に向けた相談・情報提供を行います。

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- 現在は子育てひろば「げんキッズ」の1か所で実施しています。
- 令和元年度10月時点において、入所保留者が発生しており、地域子育て支援拠点事業がその受け皿となっています。入所保留者の状況によっては、今後も利用が増えることが考えられます。
- 今後も継続して1か所で実施するとともに、一時預かり事業の実施など支援機能の強化を図ります。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,598	2,678	2,693	2,817	2,809	2,831
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊産婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- 0歳児の将来推計人数に、国の示す望ましい受診回数である14回(程度)の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- 以下の確保の内容により、事業量を確保します。

単位(延べ回数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	772	963	961	959	962	951
確保の内容	実施場所	※1	産婦人科医療機関			
	実施体制	※2	県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託			
	検査項目	※3	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等			
	実施時期	※4	通年			

※1:産婦人科医療機関 ※2:県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託
 ※3:血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等 ※4:通年

④ 乳児全戸訪問事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は町の保健師が生後4か月までの乳児のいる原則全ての家庭を訪問しており、子育てを取り巻く不安や悩みへの相談や子育て支援に必要な情報提供、適切なサービス提供につなげています。今後も町の保健師により継続して事業の推進を図ります。

単位(実人数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		92	80	80	80	80	79
確保の内容	実施体制	※1	町の保健師が実施				
	実施機関	※2	里庄町健康福祉課				

※1:町の保健師が実施 ※2:里庄町健康福祉課

⑤ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業としては量の見込みを設定しませんが、要フォロー児及びその保護者への支援については継続して実施します。

<確保方策の考え方>

- ・乳児全戸訪問事業や健診等で把握した養育支援の必要な家庭に対して支援を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた職員への研修会の実施等、必要に応じて事業を実施します。

■養育支援訪問事業

単位(件数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		-	-	-	-	-	-
確保の内容		-	-				

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町の単独事業としては実施を予定しませんが、利用者支援事業等により把握した子育て家庭の宿泊を伴う預かりへのニーズに対しては、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

<確保方策の考え方>

- ・必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本計画期間中の実施予定はありません。

<確保方策の考え方>

- ・社会福祉協議会などと連携しながら、地域で子育て支援に協力できる人材の養成を進めます。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町の幼稚園では一時預かり事業としては実施をしていますが、希望者については通常の教育時間を越えて18時まで預かりを実施しています。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して2か所の幼稚園で18時まで預かりを行います。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	36	36	34	34	32	30
確保の内容	-	36	34	34	32	30

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・子育てひろば「げんキッズ」にて事業を実施しています。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み※1	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	320	355	368	394	400	410
確保の内容	1か所	355	368	394	400	410

※第1期計画では確保の内容をか所数で示していたが、本計画では延べ人数としている。

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用実人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は2か所の保育所で実施しており、今後も現状の体制により確保します。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	19	24	28	29	32	34
確保の内容	2か所	24	28	29	32	34

※第1期計画では確保の内容をか所数で示していたが、本計画では利用実人数としている。

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・病児・病後児保育事業については、平成29年4月から広域利用ができるようになっており、町外の事業実施機関とも連携を図ります。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	80	114	123	136	142	148
確保の内容	1か所※	114	123	136	142	148

※第1期計画では確保の内容をか所数で示していたが、本計画では延べ人数としている。
令和元年度の実施箇所は町外実施施設。

⑪ 放課後児童クラブ

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんを持つ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は町内2か所で実施しています。今後は小学校の余裕教室等も活用し、子どもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。
- ・児童福祉法改正により、対象児童が「小学校に就学している概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大されましたが、利用希望や利用状況を加味し、利用希望者の受入確保に努めます。
- ・実施にあたっては、小学校の余裕教室の活用を検討するなど、実施環境の整備に努めます。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	200	207	229	233	237	240
確保の内容	124	240	240	240	240	240

4 放課後子どもプランの推進

すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。

1) 様々な実施方法による放課後の居場所づくり

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施や、民間との協働による第3の居場所づくり、地域の社会資源の活用なども検討し、地域や子どもの実状によって様々な放課後の過ごし方ができる居場所の整備に努めます。また、地域の実情に応じた運営時間や活動プログラムの企画などを協働で進めます。

- ①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施
- ②地域・民間等と協働した放課後の活動プログラムの企画・立案 など

2) 放課後児童クラブ等の実施会場の確保

学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と放課後児童クラブ等の関係者が、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要です。このため、以下のような取組を進めます。

- ①すべての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用
- ②放課後等における学校施設の一時的な利用の促進 など

3) 放課後の子どもの居場所づくりに関する連携体制の構築

地域の実情に応じて、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、保護者等からなる協議会を設置するなど、関係者間の理解を深めつつ、協議の場づくりを進めます。また、教育委員会と子育て支援、障がい児支援などの関連部局の連携体制を構築し、実施場所や実施方針等の共通理解を進めます。

地域のニーズ等を把握しつつ、必要に応じて子どもたちが安心して放課後や土曜日等を過ごせるよう、協議会や支援者等との連携を図りながら、放課後子ども教室等の多様な居場所づくりについて検討を進めます。

- ①各取組主体と地域・学校等との連携体制の構築
- ②教育委員会と福祉部局等での協定の締結
- ③多様な子どもの居場所づくりの検討 など

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

幼稚園教諭と保育士の合同での研修実施やカリキュラム、指導方針等を双方に協議する場づくりなど、教育・保育の一体的な提供に向けた取組を推進していきます。

岡山県幼児教育センターと連携を図り、幼児教育アドバイザーの派遣を通じて就学前教育にかかる研修会等の実施など就学前教育の質の向上を図ります。

2) 幼稚園、保育所及び小学校の連携に関する方針

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、相互の教育内容や指導方法について理解を深める場や、幼児と小学生とが交流する機会を設けるなど、幼稚園と保育所、及び小学校の連携を強化していきます。

3) 子ども・子育て支援事業の質の確保に向けた取組

保育サービスの質の向上や量の拡大を図るためには、保育人材を確保していく必要があります。保育人材の確保のためには、処遇改善や労働環境のなどの面から事業所の雇用管理を改善し、採用と定着を向上させていくことが重要です。本町においても、国が進めている保育士の処遇改善や保育所の管理者を対象とした雇用管理の研修等の活用を促進し、保育人材の確保に努めます。

第6章 推進体制

1 住民や地域、関係団体との連携

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体やあらゆる機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、住民や関係団体等で構成される「里庄町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2 計画の進捗管理・評価

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「里庄町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

1 里庄町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月26日 条例第30号

里庄町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、里庄町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は委員15人以内で構成し、子どもの保護者等のほか、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体の中から、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

	氏 名	区分
1	福 知栄子	1号委員 元中国学園大学教授
2	中野 年朗	2号委員 社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会
3	小野 光三	3号委員 保護司 町議会議員
4	藤井 幸治	3号委員 教育委員
5	川崎 慶子	3号委員 つばきの会会長
6	松浦 百合子	3号委員 次世代子育て育成支援計画を進める会
7	仁科 千鶴子	3号委員 元民生委員・児童委員
8	堀 朝子	3号委員 元主任児童委員
9	岡 生子	3号委員 元主任児童委員
10	佐藤 朋子	4号委員 こずえ会会長
11	藤井 典幸	4号委員 元PTA会長
12	松原 清美	4号委員 元こずえ会会長
13	眞鍋 裕嗣	5号委員 斎藤教材

- 委員構成
- 1号委員：学識経験を有する者
 - 2号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - 3号委員：子ども・子育て支援に関わる者
 - 4号委員：子どもの保護者
 - 5号委員：事業者を代表する者

第2期里庄町子ども・子育て支援事業計画

(令和2～6年度計画)

発行年月：令和2年3月

発行・編集：里庄町

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2

T e l : 0 8 6 5 - 6 4 - 3 1 1 1

F a x : 0 8 6 5 - 6 4 - 3 6 1 8